

＼令和7年度／



令和6年9月時点

安曇野市 こども園幼稚園課

（本庁舎1階16番窓口）

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地

TEL：0263-71-2256（直通）

FAX：0263-72-2065

<https://www.city.azumino.nagano.jp/site/hoikuen/>

お使いの携帯電話・スマートフォンでQRコードを読み取るだけで、左記のURLが表示されます
ポイント★

- ・各種提出書類（就労証明書など）のダウンロードが可能です
- ・ガイドの内容や園の紹介について、動画で説明をしています



もくじ

1	お子さんの“園年齢”について	P 1
2	市内の保育施設について	P 1
3	保育の必要性の認定（支給認定）について	P 2
4	保育料 等（利用者負担額）について	P 3 ～ 8
5	利用時間について	P 9
6	その他の保育サービスについて	P10 ～ 16
7	入園までの流れについて	P17 ～ 18
8	入園申込みの方法について	P19 ～ 26
9	Q&A（※よくある質問について）	P27 ～ 42
10	安曇野市認可保育施設（公立・私立）のご案内	P43 ～ 62
11	自然保育（やまほいく）を推進しています！	P63
12	認可外保育施設の紹介	P64
13	安曇野市保育施設一覧	P65

1 お子さんの“園年齢”について



令和7年4月1日
時点の年齢でクラス
分けになるよ！

クラス		生年月日
5 歳児クラス	年長	平成31年4月2日 ～ 令和2年4月1日
4 歳児クラス	年中	令和2年4月2日 ～ 令和3年4月1日
3 歳児クラス	年少	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日
2 歳児クラス	未満	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日
1 歳児クラス		令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日
0 歳児クラス		令和6年4月2日 ～

2 市内の保育施設について

※令和7年4月1日通園可能予定保育施設

	施設区分	公立	私立	入所申込先	施設一覧
認 可	認可保育所		1 園	安曇野市役所	65ページ参照
	認定こども園	18 園	2 園		
	地域型保育施設（家庭的保育施設）		1 園		
	（小規模保育施設）		10 園		
	（事業所内保育施設）		1 園		
認可外保育施設			6 園	各認可外保育施設	64ページ参照

※公立幼稚園は市内に1園あります。申込等の詳細は別冊の「幼稚園ガイド」をご覧ください。
 ※一部の公立認定こども園は保育業務を民間に委託しています。詳しくは45ページをご参照ください。

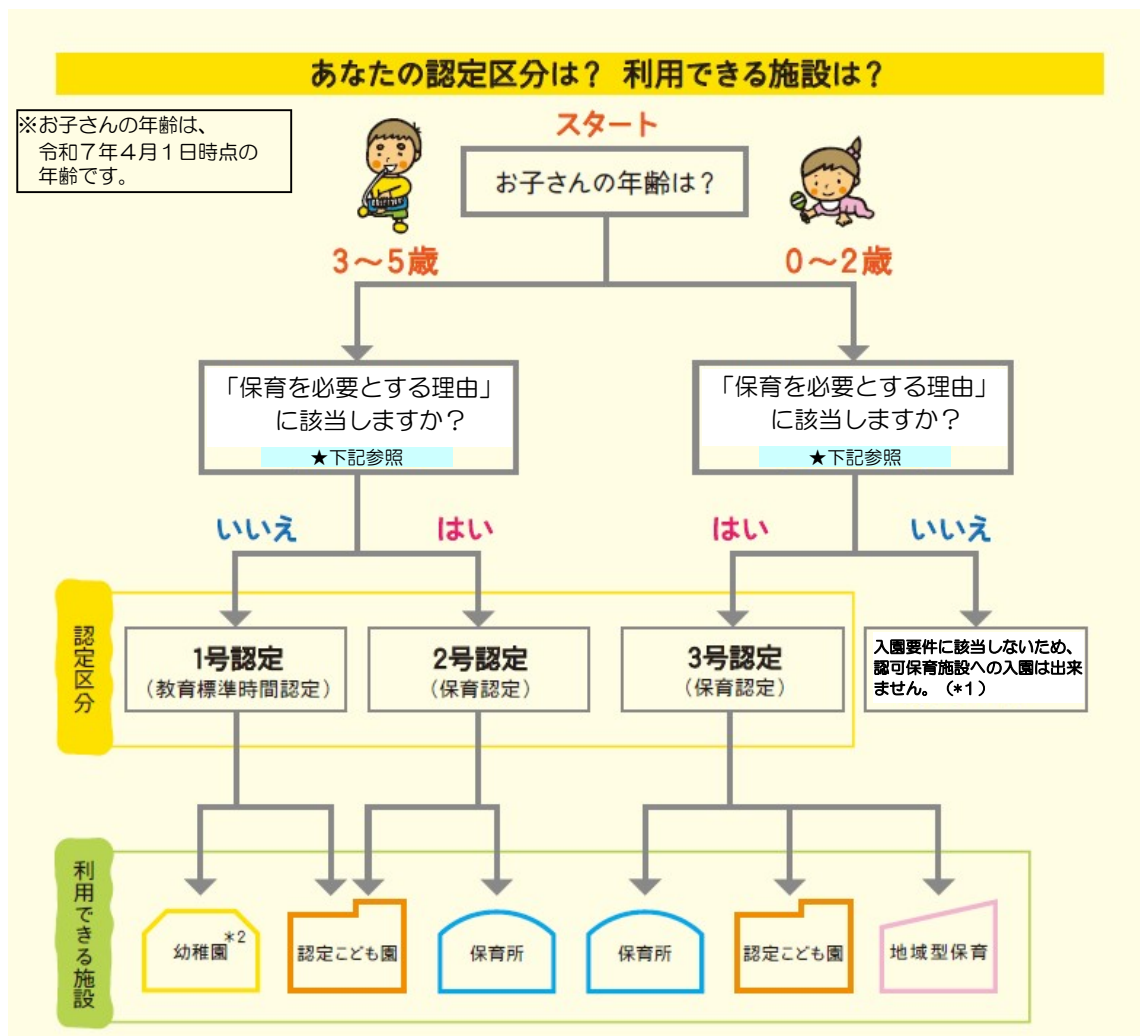
3 保育の必要性の認定（支給認定）について

支給認定とは、

幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育を利用する際に必要となる受給資格です。

お子さんの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。



*1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。（保育ガイド15ページ参照）

*2 新制度に移行していない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

『保育を必要とする理由』 ※保護者の双方が下記のいずれかの理由にあてはまる必要があります。

- ①就労（月64時間以上働いている場合）
- ②産前・産後（出産月を除く、産前3ヶ月、産後6ヶ月）
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居親族の介護・看護（月64時間以上介護・看護している場合）
- ⑤震災等の災害復旧
- ⑥求職活動中
- ⑦就学（家庭の外で月64時間以上就学している場合）
- ⑧DV・虐待等

4 保育料等（利用者負担額）について

下記のとおり、利用者負担が発生いたします。

※私立保育施設の場合、下記と異なる場合があります。

詳しくは、直接ご希望の保育施設へお問い合わせください。

1号認定のお子さんの場合

1号認定
児童

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保護者の方に} \\ \text{支払っていただく} \\ \hline \text{料金} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{給食費} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{預かり保育料} \\ \hline \end{array}$$

※預かり保育料については、預かり保育を利用した場合にのみかかります。

2号認定のお子さんの場合

2号認定
児童

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保護者の方に} \\ \text{支払っていただく} \\ \hline \text{料金} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{給食費} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{長時間保育料} \\ \hline \end{array}$$

※長時間保育料については、長時間保育を利用した場合にのみかかります。

3号認定のお子さんの場合

3号認定
児童

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保護者の方に} \\ \text{支払っていただく} \\ \hline \text{料金} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{利用者負担額} \\ \text{（保育料+給食費）} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{長時間保育料} \\ \hline \end{array}$$

※長時間保育料については、長時間保育を利用した場合にのみかかります。

3号認定のお子さんに係る保育料は、

保護者の所得割額に応じ、**安曇野市利用者負担額一覧表**のとおり決定されます。

※注意事項※

①保護者の方の所得が未申告等の事由により不明の場合、

該当する年齢の **最高額の保育料で決定** することになります！

※未申告の場合や所得課税証明書の提出が必要な方で期限までに提出がない場合等

②保育料賦課決定後に、修正申告等により所得割額に変更が生じた場合、

保育料については、賦課更正により、**次月以降の変更** となります。

※「支給認定申請書・保育施設等利用申込書記載事項変更申請書」を毎月25日までに提出
するようお願いします。

③月途中での入園・退園の場合、

当該月の利用日数が25日以上の場合は、**1ヶ月分の料金が発生** します。

◎利用者負担額の納付方法

各月の利用者負担額の納付期限は、**毎月末日（12月のみ25日）**です。

口座振替による納付を原則としています。

●口座振替・・・口座振替依頼書により事前登録することで、毎月指定日に振替となります。
納め忘れがなく大変便利です。

※定期振替：毎月末日（12月のみ25日）（休日の場合、翌営業日）

※再振替：翌月15日以降

●現金納付・・・口座振替にできない場合は、納付書により指定金融機関又は市役所で納付してください。
各支所での納付も可能です。

★お子さんにかかる利用者負担額を確認してみよう！

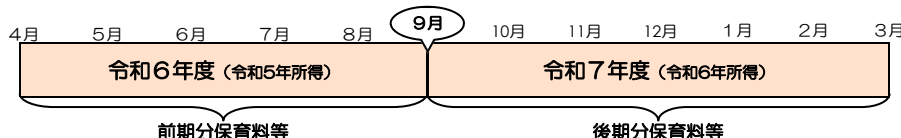
Check！ 利用者負担額を確認するために必要な3つの要素

- ①お子さんの園年齢 （※令和7年4月1日時点の年齢）
- ②支給認定区分 （※保育ガイド2ページ参照）
- ③保護者の所得割額 （※下記の手順により確認）

「③保護者の所得割額」の求め方

手順① 対象となる所得割額対応年度を 確認する。

※ 毎年9月が、保育料等の切り替え時期となります。



手順② 所得割額を 見つける。

★市県民税を給与から天引き納付している方（特別徴収の方）

勤務先から通知された『給与所得に係る市県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）』の“税額”欄に記載の『市町村 税額控除前所得割額④』の金額

★市県民税を納付書により納付されている方（普通徴収の方）

市役所から通知された『市県民税 納税通知書』の“税額の明細”欄に記載の

『**総合分 市民税（円）**』
の金額

！ 注意事項

保育料等算定における当該年申告において『寄附金税額控除』『外国税額控除』『配当控除』『住宅借入金等特別控除』『配当割額・株式等譲渡所得割額』による控除があった方は、上記による市県民税所得割を保育料算定における市県民税所得割額に適用する事はできません。（根拠法令：子ども・子育て支援法施行規則第21条）

手順③ 所得割額を 求める（算出する）。

保育料等算出根拠となる保護者の所得割額とは、

$$\text{保護者の所得割額} = \text{父親の所得割額} + \text{母親の所得割額}$$

※ひとり親世帯の方は、その保護者の方の所得割額

◎支給認定：1号認定のお子さんの利用者負担額（月額）

★安曇野市保育施設利用者負担額一覧表（1号認定）



階層区分	階層内容	預かり保育料 ※利用希望者のみ		給食費（副食費）	
		公立 (90分/月額)	私立	公立 (月額)	私立
1	生活保護世帯	0円	各園の規定による	0円	0円
2	市民税非課税世帯	0円		0円	0円
3	市民税所得割課税額77,101円未満	1,500円		0円	0円
4	市民税所得割課税額97,000円未満	1,500円		2,500円	各園の規定による
5	市民税所得割課税額169,000円未満	2,400円		2,500円	
6	市民税所得割課税額169,000円以上	3,000円		2,500円	

+

※令和6年度から副食費が2,800円に増額していますが、差額の300円分は市と県で負担をしていますので、上記の金額のとおりです。

◎下記に該当するお子さんは、給食費が無償化されます。

《国減免》

多子世帯に対する給食費の無償化

（解説）

小学校3年生以下の範囲内において、お子さんが3人以上いる場合、小学校3年生以下のお子さんからカウントして、3番目以降のお子さんの給食費を **無償化** します。

軽減対象



1番目：小3の子
第1子



2番目：年長の子
第2子



3番目：年少の子
第3子

無償化

《市独自減免》

多子世帯に対する給食費の無償化

（解説）

お子さんが3人以上いる世帯で、第3子目以降のお子さんが通園している場合、第3子目以降のお子さんの給食費を **無償化** します。

軽減対象



第1番目：中学生



第2番目：小学生



第3番目：園児

無償化



※注意事項

当該軽減の適用にあたっては、『多子世帯保育料等軽減適用申告書』の **事前提出** が必要です。
入園申込と共に申告書の提出をお願いします。

◎支給認定：2号認定のお子さんの利用者負担額（月額）

★安曇野市保育施設利用者負担額一覧表（2号認定）						2号認定 児童	
階層 区分	階 層 内 容	長時間保育料 ※利用希望者のみ				給食費 （副食費）	
		公立 （30分/月額）	私立			公立 （月額）	私立
1	生活保護世帯	0円	各園の規定 による	+		0円	0円
2	市民税非課税世帯	0円				0円	0円
3	市民税所得割課税額77,101円未満	500円				0円	0円
4	市民税所得割課税額97,000円未満	500円				4,500円	各園の規定 による
5	市民税所得割課税額169,000円未満	800円				4,500円	
6	市民税所得割課税額169,000円以上	1,000円				4,500円	

※令和6年度から副食費が4,800円に増額していますが、差額の300円分は市と県で負担をしていますので、上記の金額のとおりです。

◎下記に該当するお子さんは、給食費が無償化されます。

《国減免》

多子世帯に対する給食費の無償化

（解説）

小学校就学前のお子さんが3人以上いる場合、
上のお子さんからカウントして、3番目以降の
お子さんの給食費を 無償化 します。

軽減対象



1番目：年長の子
第1子



2番目：年中の子
第2子



3番目：年少の子
第3子

無償化

《市独自減免》

多子世帯に対する給食費の無償化

（解説）

お子さんが3人以上いる世帯で、第3子以降の
お子さんが通園している場合、第3子以降の
お子さんの給食費を 無償化 します。

軽減対象



第1番目：中学生



第2番目：小学生



第3番目：園児

無償化



※注意事項

当該軽減の適用にあたっては、『多子世帯保育料等軽減適用申告書』の 事前提出 が必要です。
入園申込と共に申告書の提出をお願いします。

◎支給認定：3号認定のお子さんの利用者負担額（月額）

◎3号認定の方の保育料多子区分・軽減の考え方

！
令和6年度から「多子」の
カウント方法が変わりました。

お子さんがご家庭に2人以上いる場合、上のお子さんから、
「第1子」、「第2子」とカウントします。

「第1子」、「第2子」の保育料については右記の安曇野市保育施設利用者負担額一覧表のとおりとなります。
「第3子」以降については、保育料が“無料”になります。



◎下記に該当するお子さんは、保育料が 軽減 されます。

＜国・県減免＞

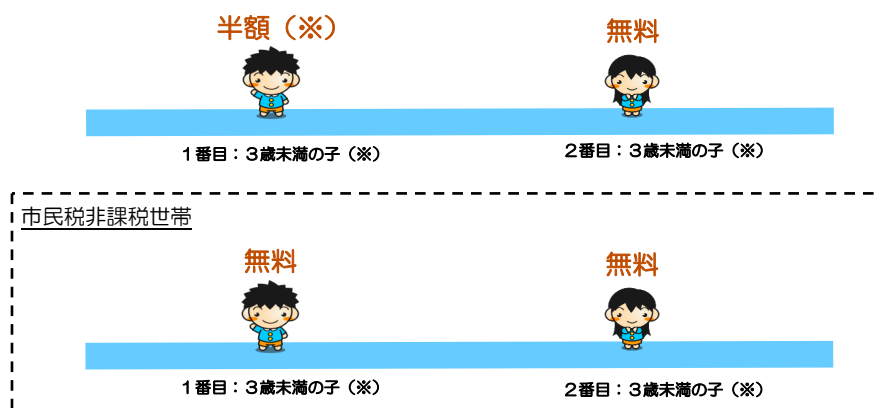
世帯年収360万円未満世帯への軽減

！
令和6年度から「世帯年収360万円未満」
世帯に対する支援が拡充されました。

（解説）

市民税所得割額57,700円未満に該当する世帯については、第1子から保育料を軽減します。
市民税非課税世帯においては第1子から無償化されます。

軽減対象



半額（※）・・・・・・ひとり親・障がい等の世帯については、半額以上の軽減が適用となる場合があります。
月額保育料については右記の 安曇野市保育施設利用者負担額一覧表によりご確認ください。

3歳未満の子（※）・・・・年度当初（4月1日）時点で3歳未満のお子さん。

★安曇野市保育施設利用者負担額一覧表（3号認定）

階層 区分	階 層 内 容		保育料（※給食費含む） 【公立・私立】		長時間保育料 【公立】※注 月 額 (30分毎)
			保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)	
1	生活保護世帯	第1子	0円	0円	0円
		第2子	0円	0円	
2	市民税非課税世帯	第1子	0円	0円	
		第2子	0円	0円	
3-1	【ひとり親・障がい者世帯】 市民税所得割課税額 48,600円未満	第1子	6,000円	7,500円	500円
		第2子	0円	0円	
3-2	市民税所得割課税額 48,600円未満	第1子	13,000円	16,000円	
		第2子	6,500円	8,000円	
4-1	【ひとり親・障がい者世帯】 市民税所得割課税額 70,000円未満	第1子	7,000円	9,000円	
		第2子	0円	0円	
4-2	市民税所得割課税額 70,000円未満	第1子	18,000円	21,000円	
		第2子	9,000円	10,500円	
5-1	【ひとり親・障がい者世帯】 市民税所得割課税額 77,101円未満	第1子	7,000円	9,000円	
		第2子	0円	0円	
	【ひとり親・障がい者世帯】 市民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満	第1子	24,000円	27,000円	
		第2子	12,000円	13,500円	
5-2	市民税所得割課税額 97,000円未満	第1子	24,000円	27,000円	
		第2子	12,000円	13,500円	
6	市民税所得割課税額 155,000円未満	第1子	37,000円	41,800円	800円
		第2子	18,500円	20,900円	
7	市民税所得割課税額 169,000円未満	第1子	39,000円	43,800円	
		第2子	19,500円	21,900円	
8	市民税所得割課税額 235,000円未満	第1子	44,500円	50,500円	1,000円
		第2子	22,250円	25,250円	
9	市民税所得割課税額 301,000円未満	第1子	50,000円	56,000円	
		第2子	25,000円	28,000円	
10	市民税所得割課税額 397,000円未満	第1子	54,000円	60,000円	
		第2子	27,000円	30,000円	
11	市民税所得割課税額 397,000円以上	第1子	56,000円	62,000円	
		第2子	28,000円	31,000円	

+

※注 私立施設の長時間保育料は、各園の規定により異なります。

5 利用時間について

利用時間は保育の必要性の認定区分に応じて、下記の利用時間となります。

※私立保育施設の場合、下記と異なる場合があります。詳しくは、直接ご希望の保育施設へお問い合わせください。

■ 1号認定の利用時間

★午前9時 ～ 午後3時

(※午後3時～午後4時30分は、**預かり保育** として利用可能)

(※1号認定の場合は長期休みがあります。保育ガイド41ページQ46参照)

1号認定
児童

■ 2号認定・3号認定の利用時間

★短時間認定

利用時間：午前8時30分～午後4時30分 (8時間)

(※午前7時30分～午前8時30分・午後4時30分～午後7時は、**長時間保育**として利用可能)

【保護者の状況】

- ・自宅内外で月64時間以上働いているとき
- ・同居の家族などを月64時間以上介護や看護しているとき
- ・仕事を探しているとき
- ・学校（職業訓練校 含む）などに月64時間以上通っているとき

2号認定
児童

3号認定
児童

★標準時間認定

利用時間：午前7時30分～午後6時30分 (11時間)

(※午後6時30分～午後7時は、**長時間保育** として利用可能)

【保護者の状況】

- ・自宅内外で月120時間以上働いているとき
- ・出産の準備や出産後の休養が必要なとき（出産月を除く産前3ヶ月、産後6ヶ月）
- ・保護者に疾病・障がいがあるとき
- ・同居の家族などを月120時間以上介護や看護しているとき
- ・震災、火災などの復旧にあたっているとき
- ・学校（職業訓練校 含む）などに月120時間以上通っているとき

★利用時間

	現在の開所時間																		
	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30
1号認定			登園時間																
2号認定 (短時間認定)																			
2号認定 (標準時間認定)																			
3号認定 (短時間認定)																			
3号認定 (標準時間認定)																			

6 その他の保育サービスについて

MENU

- 1 長時間保育
- 2 預かり保育
- 3 突発長時間保育
- 4 発育に心配があるお子さんをお持ちの方
- 5 土曜保育
- 6 病児・病後児保育
- 7 一時預かり保育



その他保育サービスで、
保護者の方を
サポートします！

1 長時間保育について

長時間保育とは、

認定の保育時間以外の利用時間に行う保育のことをいいます。

◆利用上の注意点◆

※私立保育施設の場合、下記と異なる場合があります。詳しくは、直接ご希望の保育施設へお問い合わせください。

①利用条件・・・**2号・3号認定** の児童

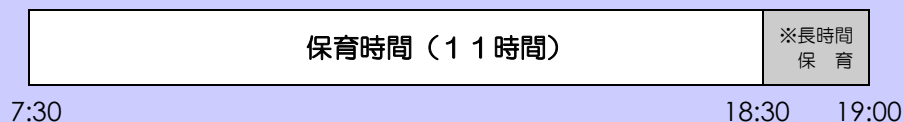
②申請方法・・・利用希望月の前月 **25** 日までにご利用の園へ申請書により申請
※但し、保育料に滞納がある 場合は、利用することは出来ません。

③利用単位・・・利用可能時間帯において30分単位毎

短時間認定 →



標準時間認定 →



④利 用 料・・・保育料同様、**毎年9月**が長時間保育料算定の **切り替え時期**となります。

★前期分（4月～8月分）：令和 **6** 年度 市民税所得割額の合計額による階層

★後期分（9月～3月分）：令和 **7** 年度 市民税所得割額の合計額による階層
30分ごとの利用で月額料金が発生します。料金は所得の階層によって
異なります。

2号認定の方は6ページ、3号認定の方は8ページを参照してください。

⑤納付方法・・・通常の保育料等と合算しての納付となります。（3ページ参照）

2号認定
児童

3号認定
児童

2 預かり保育について

1号認定
児童

預かり保育とは、

1号認定の児童に対し、共通教育・保育時間（9：00～15：00）以降の保育をいいます。

◆利用上の注意点◆

※私立保育施設の場合、下記と異なる場合があります。詳しくは、直接ご希望の保育施設へお問い合わせください。

①利用条件・・・1号認定の児童

②申請方法・・・利用希望月の前月**25**日までにご利用の園へ申請書により申請
※但し、**保育料に滞納がある**場合は、利用することは出来ません。

③利用時間・・・午後**3時**～午後**4時30分**までの**90分間**

共通教育・保育時間（6時間）		※預かり保育
9:00	15:00	16:30

④利 用 料・・・保育料同様、**毎年9月**が預かり保育料算定の**切り替え時期**となります。

★前期分（4月～8月分）：令和**6**年度 市民税所得割額の合計額による階層

★後期分（9月～3月分）：令和**7**年度 市民税所得割額の合計額による階層
利用料金については5ページを参照してください。

⑤納付方法・・・給食費と合算しての納付となります。（3ページ参照）

3 突発長時間保育について

1号認定
児童

2号認定
児童

3号認定
児童

突発長時間保育とは、

ご家庭の事情やお仕事の都合上、日頃利用している保育時間（長時間保育、預かり保育含む）以外に、緊急的に発生する長時間保育をいいます。

【例・・・急な残業等により、お迎えの時間に間に合わなかった場合 など】

◆利用上の注意点◆

※私立保育施設の場合、下記と異なる場合があります。詳しくは、直接ご希望の保育施設へお問い合わせください。

①利 用 条 件・・・在園児（**1～3号認定**の児童）

②利 用 単 位・・・30分単位毎

③利 用 料・・・日額：200円 / 30分
※利用月の利用集計を月末行い、翌月初旬に納付書により請求させていただきます。

④納 付 方 法・・・納付書による納付
※指定納付期限までに納付をお願いします。

⑤納 付 場 所・・・指定金融機関
※都合により指定金融機関での納付が難しい場合は、利用日に限らず利用の保育施設で直接納付が可能です。ただし、公金管理の厳格化に伴い、午前中のみ（8時30分～12時）の取り扱いとなりますので、ご注意ください（園での納付は、午前中でも都合により受付ができない場合があります）。

4 発育に心配があるお子さんをお持ちの方

心身の発育に心配のあるお子さんについては、入園支援委員会でお子さんにあった保育体制を検討し保育を行います。

1号認定
児童

2号認定
児童

3号認定
児童

- ※入園をご希望の保護者の方におかれましては、入園申込みの際、『発育の調べ』に気がかりな点等ご記載いただくとともに、申込み時にこども園幼稚園課へその旨をお伝えください。
- ※教育委員会での決定 及び 保育施設の状況により、入園できない場合や、ご希望の園への入園が難しい場合があります。

5 土曜保育 について

2号認定
児童

3号認定
児童

土曜保育とは、

土曜日においても保育が必要なお子さんに対し行う保育をいいます。下記の条件にてご利用できます。（3園に集約して実施していますので、ご家庭で保育できる場合はご協力くださいますようお願いいたします。）

◆利用上の注意点◆

市内公立認定こども園をご利用している場合

- ①利用可能園・・・保育ガイド65ページ参照（3園に集約して行っています）
- ②利用可能時間・・・早朝保育（※）・・・7：30 ～ 8：30
午前保育・・・8：30 ～ 12：30
午後保育・・・12：30 ～ 16：30
延長保育（※）・・・16：30 ～ 18：30
（※）・・・長時間保育を申請し、申請の時間内でご利用することが可能です。
- ③利用料・・・追加料金（土曜保育料）はかかりません。
- ④利用方法・・・事前に登録（申請）が必要です。
各園にある申請書に必要事項を記載のうえ、利用開始月の前月25日までに各園へお申し込みください。
- ⑤利用上の注意事項・・・給食、おやつ提供はしておりませんので下記のとおり該当の方は持参ください。



	お弁当・水筒	おやつ (午前)	おやつ (午後)
3歳未満（半日）	持参	持参	
3歳未満（1日）	持参	持参	持参
3歳以上（半日）	持参		
3歳以上（1日）	持参		持参

私立保育施設をご利用している場合

施設により利用時間等が異なるため、各施設へ直接お問い合わせください。

6 病児・病後児保育 について

病児・病後児保育とは、

医療機関受診後のお子さんで、病気の回復期前または回復期にある場合に、保護者の就労等の理由により、家庭で保育できないときに保護者に代わり保育することをいいます。

①利用可能な方・・・以下の条件全てに該当する場合に利用が可能です。

※ただし、感染症については、受入れをお断りする場合があります。

- 条件1：生後6ヶ月経過後から小学校3年生までの児童
- 条件2：病気の回復期に至らず、集団保育及び勤務等の都合で家庭での保育が困難である。
- 条件3：保護者が市内在住または市内に勤務している。

②実施場所・・・安曇野赤十字病院（安曇野市豊科5685番地）
病児・病後児保育室「あづみのキッズ♥けある〜む」
※病院玄関ホール「総合案内」でご案内します。

③利用定員・・・1日につき4人
※定員を超えた場合などは、受け入れできません。

④利用可能日・・・月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）

⑤利用時間・・・8：00～18：00

⑥利用期間・・・1回につき連続5日以内

⑦利用料・・・下記料金表のとおり利用料金がかかります。

対象の児童区分				利用時間に応じた1日当たりの負担額		
				4時間以内	4～8時間	8時間超え
保護者が市内在住	市内の認可保育施設等 を利用している場合	1号認定		無料	無料	100円/30分
		2・3号認定	保育短時間	無料	無料	100円/30分 ※長時間保育登録 時間内は無料
			保育標準時間	無料	無料	無料
		上記以外の児童		650円	1,300円	100円/30分



市内認可施設を利用していなくても、3歳未満児の住民税非課税世帯および3～5歳児は利用料が無料になります。保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、詳しくはこども園幼稚園課までお問い合わせください。

※利用料が発生した場合

後日、安曇野市こども園幼稚園課より納入通知書が発送されます。

納入通知書により納付期限までに、指定金融機関でご納付をお願いします。

⑧利用方法・・・下記の手順により利用いただけます。

◆事前手続き◆

手順1：『安曇野市病児・病後児保育事業利用登録申請書』の記載

※書類の入手方法・・・「安曇野赤十字病院内・病児・病後児保育室 窓口」
「安曇野市役所 こども園幼稚園課 窓口（1階16番）」
※ホームページからもダウンロードできます。

◆事前手続き◆

手順2：『安曇野市病児・病後児保育事業利用登録申請書』の申請

※提出先・・・安曇野赤十字病院内・病児・病後児保育室へ提出
※受付時間・・・午前10時から午後1時まで（月～金、※祝日年末年始除く）
※その他持参する物・・・「母子健康手帳」・「印鑑」

お子さんの医療機関受診

※医師に診療情報提供書を記載していただく。（※発行には利用者負担で料金がかかります。）

◆利用申込み◆

手順3：電話による利用予約

※予約先・・・安曇野赤十字病院内・病児・病後児保育室
（☎0263-72-0082）
※受付時間・・・午前8時から午後6時まで（月～金、※祝日年末年始除く）
※キャンセル・・・利用当日の午前8時30分までに連絡
※当日利用や週始め等（月曜日や連休明け）も体制が整えば受入可能

◆利用日当日◆

手順4：病児・病後児保育室の利用

※提出書類：①診療情報提供書
②安曇野市病児・病後児保育事業利用申請書兼利用決定通知書兼利用明細書
※持ち物：下記一覧表のとおり（※全ての持ち物には必ず記名をお願いします。）

必ず持参いただくもの	必要に応じて持参いただくもの
☐ 健康保険証（※児童及び保護者）	☐ 短時間認定で長時間保育をご利用の方 長時間保育決定通知書
☐ 福祉医療費受給者証	
☐ 母子健康手帳	☐ 標準時間認定の方 支給認定証又は支給認定決定通知書
☐ 印鑑	
☐ 昼食（※お弁当、ミルクの場合 哺乳瓶）	☐ 紙おむつ（※最低6枚程度）
☐ おやつ（※2回分）	☐ お尻拭き（※普段お使いのもの）
☐ 飲み物（※イオン飲料・ジュース類等）	☐ ミルク（※1回分ずつ小分け）
☐ お薬（※医療機関より処方薬）	☐ 哺乳瓶
☐ 着替え・下着類（※各2～3枚程度）	☐ コップ
☐ 手拭タオル（※小さいもの1枚）	☐ よだれかけ
☐ バスタオル（※大きいもの2枚）	☐ エプロン2～3枚（※食事用）
☐ ビニール袋（※スーパー袋等3～5枚）	☐ 歯磨きセット
☐ 布団（※午睡用）	



書類のダウンロードはこちらから♪



7 一時預かり保育について

一時預かり事業とは、

一時的に保育が必要な時（お仕事の都合や、冠婚葬祭、ご家族の通院などその他私的な理由を含む）に認定こども園にてお子さんをお預かりする事業です。

- ①利用対象者 安曇野市に居住している未就学の児童
※ただし、児童の祖父母の住所が安曇野市にある場合、年間2ヶ月まで利用可能。
（児童の母親の里帰り出産等の場合）
- ②利用時間 平日（月～金曜日）
8：30～12：30（半日保育）
12：30～16：30（半日保育）
8：30～16：30（一日保育）
※休園日（祝日、年末年始、年度始め（入園式まで）、お盆等）は除きます。
※行事（入園式、卒園式、運動会等）の際は、利用をお断りする場合があります。
※利用時間の延長はできません。
- ③利用日数 1ヶ月15日を限度とします。
※半日保育の場合も、1日として利用カウント。
- ④受入人数 各園1日原則3名
- ⑤実施園 保育ガイド65ページ参照

⑥利用料金

料金	1日 (4時間以上)	半日 (4時間未満)	給食 (1食)	おやつ (1食)
0・1・2歳児	3,000円	1,500円	200円	100円
3・4・5歳児	2,000円	1,000円		

※年齢は令和7年4月1日時点の年齢により決定します。



3歳未満児の住民税非課税世帯および3～5歳児は月ごとの限度額の範囲内において、利用料が無料になります。保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、詳しくはこども園幼稚園課までお問い合わせください。

⑦納付方法

園より納付書をお受け取りののち、納付期限までに、指定金融機関でご納付をお願いします。

※都合により金融機関での納付が難しい場合は、

利用日に限らず、利用の保育施設で直接納付が可能です。ただし、公金管理の厳格化に伴い、午前中（8時30分～12時）のみの取り扱いとなりますので、ご注意ください（園での納付は、午前中でも都合により受付できない場合があります）。

⑧おやつ・給食

0・1・2歳児	おやつ	10：00頃、15：15頃（2回）
	給食	11：30～12：30（完全給食）
3・4・5歳児	おやつ	15：15頃（1回）
	給食	11：30～12：30（主食は各自持参になります）

※アレルギー除去食の指示があるお子さんについては、ご家庭から弁当・おやつを持参していただきます。

※離乳食提供は、基本的には園給食の離乳完了期（おおむね1歳以上）以降とします。ただし、園との面談の上、お子さんの離乳食の進み具合により、ご家庭から持参していただく場合もあります。

⑨利用方法

利用は登録制で、当該年度中は有効となります。主に利用する予定の園（1園）で登録をしていただければ、一時預かり保育実施園すべてで利用できます。その他、ご不明な点がございましたら、直接一時預かり保育実施園にお問い合わせください。

※令和7年度以降、登録方法や利用申込方法が変わる可能性があります。
その場合は、ホームページ等で周知いたします。

⑩利用の流れ

1.登録

一時預かり事業利用登録申込書を、主に利用する予定の園へ提出。
お子さんの面接もあります。
※利用希望児童の保険証、印鑑をお持ちください。



2.利用希望日申込み

一時預かり事業利用申込書に希望日時を記入し、前月20日までに利用希望園へ提出。



3.利用

下記のいずれかの利用パターンがあります。

●8：30～12：30（半日）利用の場合

8：30以降にお子さんを連れてきていただき、12：30までにお迎えにきてください

●12：30～16：30（半日）利用の場合

12：30以降にお子さんを連れてきていただき、16：30までにお迎えにきてください

●8：30～16：30（一日）利用の場合

8：30以降にお子さんを連れてきていただき、16：30までにお迎えにきてください

※当日のお子さんの健康状況により、利用をお断りする場合があります。

※園では、薬のお預かり（投薬）はできません。

※利用をキャンセルする場合は、お早めに園にご連絡ください。

《持ち物について》

	持 ち 物	
全年齢 共 通	①おむつ5枚以上	⑧手拭き用タオル（ループ付き）
	②おむつ替え用マット（バスタオル 等）	⑨着替え上下3組程度
	③お尻拭き用ウェットティッシュ	⑩ビニール袋3枚（汚れた衣類を入れるもの）
	④スプーン、フォーク、箸 （箸は使える場合のみ）	⑪帽子（平ゴム付き）
	⑤ミニタオル3枚（食事時の口拭き用）	⑫昼寝用の布団（長座布団可、季節によってバスタオルや毛布を使用）
	⑥食食用エプロン3枚	⑬箱ティッシュ1箱
	⑦コップ、歯ブラシ	⑭上履き ※軽い靴で自分で脱ぎ履きできるもの。 0歳児は歩きだしてから用意。
3 歳 以上児	午前中のおやつ（必要な方はご持参ください、果物・せんべい等） （未満児と同じ部屋で以上児をお預かりする場合のみ）	
	白いご飯	

※その他注意事項※

- ・おむつを使っている場合のみ、①～③の持ち物の持参をお願いします。
- ・持ち物にはすべて記名をお願いします。
- ・遊びやすい服装で登園させてください。
- ・病気の場合は、お預かり出来ません。

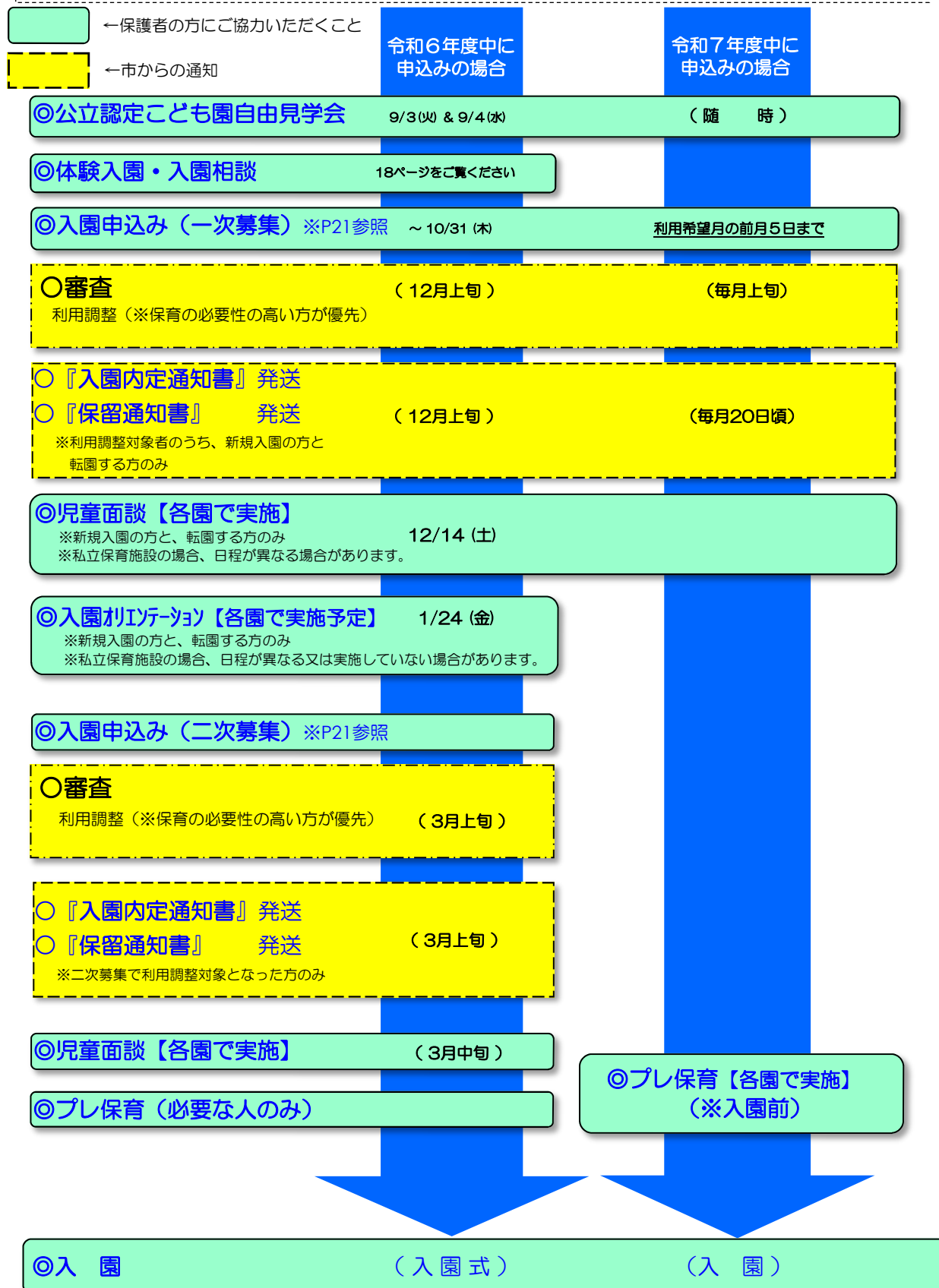
私立保育施設をご利用する場合

施設によって利用時間等が異なるため、各施設へ直接お問い合わせください。

7 入園までの流れについて



新型コロナウイルスやインフルエンザ等感染症が園で流行している場合、下記の自由見学会や体験入園・入園相談、面談やオリエンテーション等は、延期または中止となる場合があります。最新情報は市ホームページにてご確認ください。



●体験入園・入園相談について

令和7年度に新たに入園する児童を対象に、下記の日程で体験入園・入園相談を行います。園での生活を体験し、集団生活に触れるとともに、お子さんの発達や園での生活に関することなどについて相談できます。

対象児童

令和7年度に新たに入園する児童のうち、「年少」から「年長」の児童が対象です。
(平成31年4月2日から令和4年4月1日の間に生まれた児童)

持ち物

保護者、お子さんとともに上履き(花園認定こども園は不要)を持参してください。

事前申込み

細萱保育園：事前の申込みは不要です。当日園にお越しください。

認定やまぶきこども園：開催日の前日までに園に電話でお申し込みください。

花園認定こども園：随時実施。事前に園に電話でお申し込みください。

その他の施設：市ホームページからお申し込みください。

注意事項

- ・当日は保護者の方が必ず一緒に参加してください。
- ・希望園で2日間開催される場合は、都合の良い日に参加してください。
- ・体験入園、入園相談への参加の有無は、入園審査には関係しません。

申込期間等の詳細
は、右のQRコード
から市ホームページ
をご確認ください。



園名	開催日	当日受付	体験時間
豊科認定こども園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
豊科南部認定こども園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
南穂高認定こども園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
たつみ認定こども園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
アルプス認定こども園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
上川手認定こども園	10月16日(水)	9時30分から	10時00分から10時30分
有明の森認定こども園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
有明あおぞら認定こども園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
西穂高認定こども園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
北穂高認定こども園	10月16日(水)	9時30分から	10時00分から10時30分
穂高認定こども園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
三郷北部認定こども園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
三郷南部認定こども園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
三郷東部認定こども園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
三郷西部認定こども園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
堀金認定こども園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
明科北認定こども園	10月16日(水)	9時30分から	10時00分から10時30分
※希望により別日でも実施可能(詳細は園へお問合せください。)			
明科南認定こども園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
穂高幼稚園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時20分から10時50分 ※9時45分から入園説明
細萱保育園	10月16日(水)、17日(木)	9時30分から	10時00分から10時30分
認定やまぶきこども園	10月30日(水)	9時45分から	10時00分から11時00分
花園認定こども園	※随時実施(詳細は園へお問合せください。)		

8 入園申込みの方法について

申請書の記載について

●必須書類（書類内容に不備があった場合は受付できません）

必要書類等			提出部数	
1 支給認定申請書・現況届 兼 保育所等入園申込書			お子さん1人につき1部	
2 申請者（保護者、納入義務者）の個人番号及び本人確認書類以下の3つのうち、どれか1つ ・個人番号カードの両面の写し ・通知カード（※）及び本人確認書類の写し ・個人番号が記載された住民票及び本人確認書類の写し			各1部 ※通知カードに記載された住所と現在の住所が異なる場合、証明書として利用できませんのでご注意ください ※住所変更等が裏面に記載されている場合、裏面もコピーしてください	
3 発育の調べ			新規入園希望のお子さん1人につき1部 転園希望のお子さん1人につき1部 ※同じ園への継続利用の場合は不要です	
4 家庭状況確認シート			新規入園希望のお子さん1人につき1部 転園希望のお子さん1人につき1部 ※1号認定のお子さんは不要です	
5 保育の必要性を証明する書類・・・保護者（父・母）とも1部			※1号認定のお子さんは不要です	
保育を必要とする理由			様式	添付書類
(1)	就労 ※採用・復職予定を含む ※1ヶ月64時間以上の就労であること	常勤・パート・内職の方	就労証明書（様式①）	開業届のコピー 又は確定申告書のコピー
		自営業・農業等の主の方		
		事業専従者（農業・自営業）の方	事業従事状況証明書（様式②）	事業主の確定申告書のコピー （上記にて提出の場合不要）
(2)	妊娠・出産	出産月を除き、産前3ヶ月、産後6ヶ月に該当する場合		母子健康手帳のコピー（母親の氏名及び出産予定日の記載されているページ）
(3)	保護者の疾病・障がい		医師による診断書（様式④）	障害者手帳、療育手帳等のコピー
(4)	同居の親族の介護・看護 ※1ヶ月64時間以上の介護等であること		介護・看護状況申告書（様式⑤）	介（看）護を受ける人の障害者手帳、療育手帳のコピー 又は医師による診断書（様式④）
(5)	家庭の災害復旧			罹災証明書
(6)	求職活動・起業準備	求職活動をしている方 求職活動をする予定の方 起業準備をしている方（※）	求職に関する申立書（様式③）	（※）起業準備をしている方は、開業届や事業計画書等、開業に向けた書類が添付できる場合は「就労」とみなすことができます。その場合は、「就労証明書（様式①）」を提出してください。
(7)	就学 ※1ヶ月64時間以上の就学であること	家庭の外で就学している場合		学生証又は在学証明書のコピー及びカリキュラム等の就学時間の分かる資料（専修学校、職業訓練学校は必須）
(8)	虐待やDVのおそれ	事前にこども園幼稚園課へご相談ください		

●該当する場合に必要な書類

	該 当 事 項	必 要 書 類
1	（4月～8月に入園希望）令和6年1月1日時点で安曇野市に住民票がない方	令和6年度所得・課税・扶養証明書（両親ともに必要）
2	（9月～3月に入園希望）令和7年1月1日時点で安曇野市に住民票がない方	令和7年度所得・課税・扶養証明書（両親ともに必要） ※令和7年6月以降に取得可能（自治体によって時期が異なります）
3	ひとり親世帯（離婚成立又は未婚、死別）の場合	保護者と入園希望のお子さんの保険証のコピー
4	ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給していない場合	全部事項証明書【戸籍謄本】
5	離婚調停中で保護者等の「保育の必要性の証明」が提出できない場合	調停証明書等のコピー
6	同居の親族に障がい者手帳等をお持ちの方がいる場合	障害者手帳等のコピー
7	第3子目以降のお子さんが通園する場合	令和7年度 多子世帯保育料等軽減適用申告書
8	第6希望以降がある場合	第6希望以降追加申請書（希望者のみ提出）
9	申込時にまだ生まれていないお子さんの入園申込をする方 （※各保育施設の受け入れ可能年齢をよく確認してください）	生まれてくるお子さんの母子手帳のコピー （保護者の氏名が記載されたページと、出産予定日が記載されたページ）
10	明科北認定こども園を希望する1号認定児童	自然保育の希望調査票（明科北認定こども園）

申請書の提出について

○提出方法：窓口または郵送でご提出ください。

○送付先：〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 教育部こども園幼稚園課

令和6年度中に申込みの場合

○提出期限：令和6年10月31日（木）17：15必着（期限厳守）

※提出期限に遅れた場合は二次募集での審査となります。

※審査対象となる方は、21ページをご覧ください。

令和7年度中に申込みの場合

○提出期限：入園希望月の前の月の5日まで（土日祝の場合は翌開庁日）



※ 記載にあたっての注意事項 ※

- ・ **不備があった場合**には締切日までに修正されないと **審査対象外となります**ので、事前の確認をお願いします。不備があった場合には、こども園幼稚園課から連絡します。
- ・ 申込みに虚偽があると正しい利用調整が出来ず、本来入園出来るお子さんが入園できなくなる可能性があります。また、虚偽が判明し、入園要件に該当しないことが分かった場合は、退園となりますのでご注意ください。

MEMO

[illegible]

■利用調整（選考）について

利用調整とは

- ・申込みいただいた内容等から保育の必要性を把握し、優先度が高い方から、入園を決定する選考の事をいいます。入園の優先順位については、Q & Aの「②入園の優先順位に関する事」をご覧ください。

利用調整の時期について

（１）令和６年度中に申請する場合

①一次募集時の利用調整（１２月）

⇒以下、「一次募集」審査対象者に記載がある全ての項目に当てはまる方



「一次募集」審査対象者

- ・令和６年１０月３１日までに、令和７年度の入園申請書を提出された方

- ・令和７年４月から８月までに入園予定の方

※ただし、以下に当てはまる方に限り令和８年２月までの入園について審査をします。

＜３歳未満児＞現在育児休業中の方で、「就労」要件での申込みかつ「復職日」が決まっている方

＜３歳以上児＞申請者全員

※なお、３歳未満児について「求職活動」の要件で申し込みをする場合、１０月３１日までに申請書を提出していただいても、二次募集での審査となります。

なお、二次募集時においても４月入園希望の方のみが審査対象となり、５月以降入園希望の方は、令和７年度中の審査となります。

②二次募集時の利用調整（３月）

⇒以下、「二次募集」審査対象者に記載がある全ての項目に当てはまる方



「二次募集」審査対象者

- ・令和６年１１月１日以降かつ、締切日までに令和７年度の入園申請書を提出された方

※一次募集時に第１希望園以外に内定した方は、二次募集でも引き続き審査をしますので、申請内容に変更が無い場合には、改めて申請書を提出していただく必要はありません。

※二次募集の締切日は、後日ホームページや広報等でお知らせいたします。

- ・令和７年４月から８月までに入園予定の方

※ただし、以下に当てはまる方に限り令和８年２月までの入園について審査をします。

＜３歳未満児＞現在育児休業中の方で、「就労」要件での申込みかつ「復職日」が決まっている方

＜３歳以上児＞申請者全員

※なお、３歳未満児について「求職活動」の要件で申込みをする場合、４月入園希望の方のみが審査対象となり、５月以降入園希望の方は、令和７年度中の審査となります。

◎９月以降に入園を希望される方の審査については、上記「一次募集」及び「二次募集」審査対象者に記載がある方を除き、原則「令和７年度中」に審査を行います。

それ以外の方については、「一次募集」、「二次募集」の時点で書類をご提出いただきましても審査は令和７年度に入ってから行いますので、ご承知おきください。

(2) 令和7年度中に申請する場合

毎月利用調整を行います。毎月5日（土日祝の場合は翌開庁日）を締め日として、1週間から10日程度で利用調整を行い、結果をお知らせします。

※入園希望月の2か月前から審査を行います（9月以降入園希望の方についても同様です）。

（例1）6月入園希望の方・・・4月以降に審査を行います。

（例2）10月入園希望の方・・・8月以降に審査を行います。



「令和7年度中」審査対象者

- ・令和6年度中にある「二次募集」の締切日以降に入園申請書を提出された方
- ・令和6年度中にある「一次募集」、「二次募集」時に（一部の方を除き）9月以降に入園希望で入園申請書を提出された方
- ・3歳未満児について「求職活動」要件で申込みをする方で、5月以降に入園希望の方
- ・第2希望以降の園に、内定及び通園されている方

利用調整において入園に至らなかった場合

『教育・保育施設等利用保留通知書』を送付し、入園保留となる旨の通知を発送させていただきます。二次募集または翌月の利用調整へと申込みが繰り越されます。

申込みの繰り越しは、入園申込みを取下げない限り、入園を希望する年度内を限度に継続するため、改めて申込みする必要はありません。

なお、初回以降の利用調整の結果については、入園可能になる場合のみ連絡しますのでご了承ください。

第1希望でない施設に入園決定した場合

毎月の利用調整において、第1希望の園へ転園できるか審査を行いますので再申請は不要です。なお、入園決定した園から希望上位の園への転園を希望しない場合は、『希望園変更届』を提出し、入園決定した園を第1希望へ変更するようお願いします。



申請書記入方法（1、2ページ）

※申請書はコピーしたり写真に残す等、各自確認できるようにしておくことをお勧めします。

該当する届出の種別に○をしてください。

- 初めて保育施設等を利用する場合は、**支給認定及び該当する施設**に○をしてください。
- 現在利用している保育施設等に引き続き入所を希望する場合は、**現況届**に○をしてください。
- 市内の保育施設等を利用しているが、市内の別の保育施設等に転園を希望する場合は、**転園**に○をしてください。

申請書提出日を記入してください。

第1連絡先に○を記入してください。

保育等施設に既に入園している場合は、施設名を記入してください。

令和7年度
支給認定申請書（施設型給付費・地域型保育給付費等）・現況届書
兼 保育施設等利用申込書・児童台帳

（宛先）安曇野市長
（宛先）安曇野市教育委員会

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請し、保育施設等への入園を申込みます。
次のとおり、現況の届出をし、保育施設等への入園を申込みます。（記名押印に代えて署名することができます。）

令和 6 年 10 月 31 日

受付印
受付者印

種別（該当に○）		子どもが入園中の園（該当者のみ）	
入園	認定こども園	子どもが入園中の園（該当者のみ）	認定こども園 保育園・幼稚園
保護者（申込義務者）	氏名	子どもの続柄	性別
	（フリガナ）氏名	父	男・女
	安曇野 太郎	生年月日	R7.4.1 現在年齢
	申請時の住所	昭・平	2 年 9 月 5 日
	〒 390 - 0812 松本市県6000番地	転入（予定）年月日	34 歳
	入園時の住所（※申請時の住所と変更がある場合のみ記入）	令和 7 年 3 月 15 日	
	〒 399 - 8281 安曇野市 豊科6000番地	勤務先等	障がい
	連絡先（第一連絡先に○印を記入）	（株）安曇野	
	自宅 71-2000		
	父 090-0000-0000		
	母 080-0000-0000		
	携帯 勤務先・その他		
申請に係る子ども	（フリガナ）氏名	生年月日	R7.4.1 現在年齢
	安曇野 ジョウ	平・令	3 年 9 月 30 日
	安曇野 次郎	3 歳	男・女
		（ 3 人きょうだい）の（ 2 番目）	身体障害者手帳・療育手帳の有無
			有・無

① 利用を希望する期間、施設（事業者）名を記入してください。

利用を希望する期間	令和 7 年 4 月 1 日から	小学校就学前まで	
		令和 年 月 日	
希望施設	第1希望	第2希望	第3希望
	豊科	豊科南部	南穂高
	認定こども園 保育園 幼稚園	認定こども園 保育園 幼稚園	認定こども園 保育園 幼稚園
	第4希望	第5希望	
	たつみ	アルフス	
	認定こども園 保育園 幼稚園	認定こども園 保育園 幼稚園	

② その他の世帯員 ※父母が単身赴任中や別居中（離別を除く）の場合も世帯員に含めてください。

区分	（フリガナ）氏名	子どもの続柄	生年月日	R7.4.1 現在年齢	性別	勤務先又は 学校名等	障がい
上記「保護者（申込義務者）」と申請に係る子ども以外の世帯員全員を記入してください。	安曇野 ハナコ	母	昭・平・令 62 年 12 月 5 日	37	男・女	祖父の介護	
	安曇野 花子						
	安曇野 一郎	兄	昭・平・令 27 年 12 月 2 日	9	男・女	豊科小学校	
	安曇野 さくら	妹	昭・平・令 4 年 11 月 16 日	2	男・女	祖母が保育	
			昭・平・令 年 月 日		男・女		
			昭・平・令 年 月 日		男・女		
			昭・平・令 年 月 日		男・女		

○祖父母は裏面へ記載してください。○字は楷書ではっきりと書いてください。

保育料を納入する名義人となる保護者（納入義務者）を記入してください。市内に住所のある方（転入予定の方含む）を記入して下さい。

利用を希望する期間は最長で小学校就学時までとし、この間で利用が必要な理由がある期間を記入してください。

入園を希望する施設名を記入してください。記入された施設で調整します。

同居しているその他世帯員全員を記入してください。（祖父母は裏面へ記入）
また、別居しているが仕送りをしている学生がいる場合も記入してください。

未就園児がいる場合は、職業欄へ誰が保育するかなど予定を記入してください。
例 ・ 4月から入園希望
・ 祖母が保育
・ 母が職場へ連れていく

申請児童の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）の有無について、○で囲んでください。

市内・市外の在住、同居・別居に関わらず祖父母の状況を記入してください（※ご健在の方のみ）。

祖父母と同居している場合、住所の記入は不要です。

③ 祖父母の状況（※世帯分離や同一敷地内に居住している場合は、「同居」とみなしてください。また、ご健在の方のみご記入ください。）

区分	(フリガナ)氏名	子どもとの続柄	R7.4.1現在年齢	住所 (同上の場合は〃で入力)	職業等	障がい	同居・別居
父方	アヤマ/ダイスケ 安曇野 大介	祖父	61		病気	☐	同居・別居
	アヤマ/マサコ 安曇野 正子	祖母	63		孫の保育	☐	同居・別居
母方	ホイク/エンタ 保育 園太	祖父	70	長野市大字鶴峰町6000番地	農業	☐	同居・別居
	ホイク/ソノコ 保育 園子	祖母	69	〃	農業	☐	同居・別居

登園の時間とお迎えの時間（予定）を記入してください。

保育の必要性ありの場合、子どもを保育できない理由について、保護者ごとに該当する一カ所に✓を入れてください。

④ 保育の必要性・理由と希望する保育の必要量等
(希望する利用時間を記入し、【2号・3号】か、【1号】のどちらかのみにお書きください。)

希望利用時間	午前 8 時 00 分 (送迎の時間) ~ 午後 5 時 30 分 (お迎えの時間)
保護者の労働又は疾病等の理由により、保育施設等において保育の利用を希望する方	
保育を必要とする理由(該当する理由に✓をしてください)	
父	☒ 就労・ ☐ 妊娠・出産・ ☐ 疾病・障がい・ ☐ 介護等・ ☐ 災害復旧・ ☐ 求職活動・ ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ・ ☐ その他 ()
母	☐ 就労・ ☐ 妊娠・出産・ ☐ 疾病・障がい・ ☒ 介護等・ ☐ 災害復旧・ ☐ 求職活動・ ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ・ ☐ その他 ()
【2号・3号】 保育の必要性ありの方	認定時間 ☒ (1) 短時間 (午前8時30分から午後4時30分までの1日8時間まで) ※1か月64時間以上の就労や、介護や就学などの場合 ☐ (2) 標準時間 (午前7時30分から午後6時30分までの1日11時間まで) ※1か月120時間以上の就労や、介護や就学、出産月を除く前3か月、産後6か月間など 長時間保育 ☒ 利用する ☐ 利用しない 土曜保育 ☐ 利用する ☒ 利用しない
3歳以上児で上記の必要とする理由に該当しないが、保育施設等の利用を希望する方	
【1号】 保育の必要性なしの方	希望する時間 ☐ 午前9時から午後3時 1日6時間まで 預かり保育の利用 ☐ 利用する ☐ 利用しない

保育施設等の利用を希望する時間（認定区分）を選択してください。

短時間認定の方は8時30分～16時30分、標準時間認定の方は7時30分～18時30分が通常の保育の時間です。その時間以上施設を利用したい場合は、利用するを選択してください。

⑤ 家庭の状況等

家庭の状況	☐ ひとり親世帯 ・ ☐ 在宅障害児(者)のいる世帯 ・ ☒ 左記以外
ひとり親世帯 (※対象世帯のみ記入)	保険証 (☐ 社保【本人・扶養】・ ☐ 国保【世帯主・その他】・ ☐ 共済組合【本人・扶養】・その他) 児童扶養手当受給 (☐ 有 ・ ☐ 無) 発生事由 (☐ 離婚・ ☐ 死別・ ☐ 未婚・ ☐ その他)
生活保護の適用	☒ 無 ・ 有 (年 月 日 保護開始)

1号認定の方は9時～15時が通常の保育の時間です。預かり保育を利用すると16時30分まで延長できます。希望する方は利用するを選択してください。

⑥ 児童の健康状態

該当する項目に✓をしてください	☒ 健康である ・ ☐ 病弱である ・ ☐ 発達に心配がある ・ ☐ 食物アレルギーがある その他 (集団保育の上で心配なことがある場合などは記入してください。)
-----------------	---

生活保護を受けている世帯は適用開始年月日を記入してください。

⑦ 情報閲覧等の同意

情報閲覧等の同意	☒ 保育の利用に関する市県民税及び世帯情報、健康管理を円滑に進めるための母子保健情報を閲覧及び調査することについて同意します
----------	--

必ず✓をしてください。

※黒のボールペンで、楷書ではっきりと書いてください。（消えるペンの使用不可）

※記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押印したうえで、正しい内容を記入してください。

※同一世帯で2人以上の入園を希望される場合は、それぞれのお子さんについて支給認定申請書（入園申込書）の提出が必要です。

申請書記入方法（3、4ページ）

1 ページ目の納入義務者の欄に記入した方のお名前と、子どもから見た続柄（父、母等）およびその方のマイナンバーを記入してください。なお、納入義務者の方はマイナンバーの分かる書類の写しの添付が必要です。

入園希望のお子さんのお名前とマイナンバーを記入してください。なおマイナンバーの分かる書類の添付は不要です。

上記の2人以外の世帯員全員のお名前と、入園希望のお子さんから見た続柄およびマイナンバーを記入してください。世帯分離をしていても、同居の場合は記入してください。なお、マイナンバーの分かる書類の添付は不要です。

⑧ 個人番号（マイナンバー）記入欄

1 申請者（保護者（納入義務者））

○ 下記記入欄に申請者（保護者（納入義務者））の必要事項をご記入ください。

氏 名	子どもとの続柄	個人番号（マイナンバー）											
安曇野 太郎	父	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2

○ 申請者（保護者（納入義務者））の本人確認のため、下記の①～③のいずれかの書類の「写し」を添付してください。

① 個人番号（マイナンバー）カードの写し ※必ず表と裏の両面の写しを添付してください。

② 通知カード 及び 身元確認書類

③ 個人番号が記載された住民票 及び 身元確認書類

身元確認書類について	
下記の書類から1点（顔写真付きであって公的機関が発行したもの）	左記の身元確認書類を有していない場合は、下記の書類から2点
運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、住民基本台帳カード（顔写真付のもの）、在留カード、身体障害者手帳等	健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、源泉徴収票等

2 申込（または利用中）の児童をご記入ください。

なお、本人確認のための書類の添付は不要です。

氏 名	子どもとの続柄	個人番号（マイナンバー）											
安曇野 次郎	本人	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

3 その他の世帯員

○ 申請者（保護者（納入義務者））と申込（利用）児童以外の世帯員全員をご記入ください。

申込（利用）児童と別居している保護者（単身赴任等）の記載も必要です。

なお、本人確認のための書類の添付は不要です。

氏 名	子どもとの続柄	個人番号（マイナンバー）											
安曇野 花子	母	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
安曇野 一郎	兄	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5
安曇野 さくら	妹	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6
安曇野 大介	祖父	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7
安曇野 正子	祖母	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8

※市記載欄 以下は記入しないでください

番号確認		確認年月日	確認者印
☐ 個人番号カード（表・裏）	☐ 通知カード ☐ 個人番号記載の住民票	令和 年 月 日	
☐ その他			
身元確認（個人番号カード提示の場合は不要）			
顔写真付身分証明（以下から1点）		その他身元確認書類（左記の身元確認書類を有していない場合は以下から2点）	
☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ パスポート		☐ 健康保険証 ☐ 介護保険証 ☐ 年金手帳	
☐ 住民基本台帳カード（顔写真付のもの） ☐ 在留カード		☐ 年金証書 ☐ 児童扶養手当証書	
☐ 身体障害者手帳等 ☐ その他（ ）		☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 源泉徴収票等	
		☐ その他（ ）	

※現在、安曇野市内の認可保育等施設に通園している方（在園児）については、1、2ページ目のみの提出となりますので、3、4ページ目は不要です。

利用者負担額算定に係る住所情報	
(宛先) 安曇野市長 (宛先) 安曇野市教育委員会 施設利用に伴い、利用者負担額算定に必要な収入及び就労状況を確認するための市県民税は、1月1日時点にお住いの自治体により課税されます。つきましては、<u>下記時点のお住い又はお住い予定の自治体をご記入ください。</u>	
保護者氏名（父） 安曇野 太郎 令和6年1月1日現在のお住いの自治体 ☐長野県安曇野市 ☒安曇野市以外の自治体 長野 都・道 府・県 松本 市・区 町・村 令和7年1月1日現在のお住いの自治体 (※上記と同じ場合は記載不要) ☐長野県安曇野市 ☐安曇野市以外の自治体 都・道 府・県 市・区 町・村	保護者氏名（母） 安曇野 花子 令和6年1月1日現在のお住いの自治体 ☐長野県安曇野市 ☒安曇野市以外の自治体 長野 都・道 府・県 松本 市・区 町・村 令和7年1月1日現在のお住いの自治体 (※上記と同じ場合は記載不要) ☐長野県安曇野市 ☐安曇野市以外の自治体 都・道 府・県 市・区 町・村

保護者氏名（父・母）と、1月1日時点にお住いの自治体に☑してください。安曇野市以外の場合は、自治体名を記入してください。

令和6年1月1日時点で安曇野市に住民票がない方は、令和6年度の所得・課税証明書の提出が必要になります。詳しくは保育ガイド19ページの「該当する場合に必要な書類」をご覧ください。

※市記載欄

認定の可否		支給認定証番号	認定区分等	
可	認定日： 年 月 日		☐ 1号	☐ 2号 ☐ 3号
否	理由：		☐ 短 ☐ 標準	

前年度分 (4～8月)	市民税所得割額	階 層	子 目	年 齢	利用者負担額	確認欄
						☐
当年度分 (9～3月)	市民税所得割額	階 層	子 目	年 齢	利用者負担額	確認欄
						☐

課長	園長	係長	担当	備考欄

9 Q&A（※よくある質問について）

○質問内容一覧

種別	No.	質問	ページ
① 申込みに関すること	1	年度途中からでも入園できますか？	29
	2	いつ申込みをすれば入園できますか？	29
	3	保育施設の利用状況（空き状況）を確認するにはどうしたらよいですか？	29
	4	入園希望の保育施設がすでに定員に達し空きがなかった場合、申込みはできますか？	29
	5	令和7年3月中に安曇野市へ転入予定ですが、令和7年度当初（4月）からの入園の申込みはできますか？	30
	6	これから出産予定です。出産後に生まれた子を入園させる場合、何歳（何ヶ月）から入園が可能ですか？	30
	7	里帰り出産をしたいのですが、その間上の子を里帰り先の保育施設に入れられますか？	30
	8	育児休業中ですが子どもを入園させることはできますか？	30
	9	育児休業からの復職を考えています。入園の申込みはいつから可能ですか？	31
	10	求職活動の要件で入園申込みを考えています。入園可能期間である3ヶ月の間に就職できなかった場合どうなりますか？	31
	11	夜勤なのですが、保育施設に入園できますか？	31
	12	親族の会社の手伝いをしていますが、給料をもらっていません。入園申込みはできますか？	32
② 入園の優先順位に関すること	13	入園は先着順ですか？	32
	14	ひとり親世帯の場合、入園しやすいでしょうか？	32
	15	パート勤務より常勤の方が入園しやすいでしょうか？	32
	16	上の子がすでに通園中で、来年4月から下の子の入園を考えています。きょうだいで同時在園の場合、入園しやすいと聞いたけど本当ですか？	33
③ 申請書の記載・受付に関すること	17	利用希望園について、第2～5希望まで記入した方がよいですか？	33
	18	①同じ家に祖父母が住んでいますが、世帯分離をしています。この場合は「同居」と「別居」どちらになりますか？ ②同じ敷地内の別家に祖父母が住んでいますが、この場合は「同居」と「別居」どちらになりますか？	33
	19	就労証明書等の、保育の必要性を証明する書類は、父母の分だけでよいのですか？	33
	20	マイナンバーは記入したほうがよいですか？	34
	21	きょうだいで申込みをする場合、証明書はきょうだいそれぞれに必要ですか？	34
	22	仕事の都合で保護者が入園申込みに行けません。代理の者でも申し込めますか？	34
	23	入園申込みは郵送でもできますか？	34

種別	No.	質問	ページ
④保育料等に関すること	24	年度途中で誕生日がきて子どもの年齢が変わりました。保育料等も変わりますか？	35
	25	離婚・再婚した場合、保育料等は変わりますか？	35
	26	保育施設を利用しない日があった場合や、夏休み等の長期休み期間中も保育料や副食費等はかかりますか？	35
	27	月途中で入園・退園をした場合、3歳未満児の保育料等は日割り計算されますか？	35
	28	保育料等の算定は、親以外に同居の祖父母の収入も関係するのでしょうか？	36
	29	年度途中に前年所得に関する修正申告をして、市民税額が変わったのですが、保育料等も変わるのでしょうか？	36
	30	入園後、収入が激減してしまいました。保育料等の減免はありますか？	36
	31	第3子目以降の子どもは保育料等が軽減されるはずですが、送付された利用者負担額決定通知書では軽減になっていませんでした。軽減にならないのですか？	36
	32	保育料等を口座振替にしたいのですが、どのように手続きすればよいですか？	37
	33	保育料等の口座振替依頼書を記載し金融機関に提出をしたのですが、いつから振替になるのでしょうか？	37
	34	保育料等の口座振替依頼書を提出したのに、引き落としになっていません。また、納付書が届きましたが間違いではないのでしょうか？	37
	35	口座振替で保育料等を払っていますが、残高不足で引き落としができませんでした。支払いはどうすればよいですか？	38
	36	幼児教育・保育の無償化により、保育料等は全額無料になるのですか？	38
⑤その他よくある問い合わせ	37	現在、産前産後の要件で、上の子が通園しています。要件の産後期限6ヶ月を経過した場合どうなりますか？	39
	38	就労の要件で入園していますが、入園後に仕事を退職してしまいました。この場合、引き続き通園できますか？	39
	39	現在1号認定で通園していますが、求職活動をするため2号認定に変更できますか？	39
	40	事前に保育施設を見学することはできますか？	39
	41	年度途中で転園することはできますか？	40
	42	退園したい時は、どのような手続きをすればよいですか？	40
	43	認可保育施設と認可外保育施設の保育料は同じですか？	40
	44	住所、勤務先など家庭状況が変わりました。どのような手続きが必要ですか？	40
	45	1号認定だと保育所は利用できないのですか？	40
	46	1号認定の場合は夏休みや春休みがあるって本当ですか？	41
	47	慣らし（慣れ）保育とはなんですか？	41
	48	ブレ保育とはなんですか？	42
	49	安曇野市に住んでいなくても、安曇野市の園に通えますか？	42

①申込みに関すること

Q1 年度途中からでも入園できますか？

A 下記の場合、入園が可能です。
(※下記の条件を全て満たしている場合)

- ①入園申込みをしている方
(※利用希望月の前月5日までに申込み)
- ②保育施設に空きがあり、利用調整により入園可能となった方
(※2号・3号認定の場合は、両親とも就労している等、「保育の必要性」を満たしている必要があります。)



Q2 いつ申込みをすれば入園できますか？

A 以下、どちらかの時期に申込みをしてください。

- ①令和6年度中に行う一斉募集（一次募集、二次募集）（※）
- ②令和7年度中に行う各月の利用調整

※4月入園希望については、①でのみ審査します。
※①では、必ずしも申込みされた方全員が審査されるわけではありません。
入園を希望される時期や、申込みをする方の要件により審査時期が異なりますので、詳しくは保育ガイド21ページをご覧ください。



Q3 保育施設の利用状況（空き状況）を確認するには、
どうしたらよいですか？

A 空き状況は、入退園の状況により毎月変動しますので、
こども園幼稚園課まで電話でお問い合わせください。



Q4 入園希望の保育施設がすでに定員に達し空きが
無かった場合、申込みはできますか？

A 申込み可能です。
ご希望の保育施設に空きが出た段階で、他に申込みいただいている方と利用調整を行い、入園者を決定します。
当該年度内において、入園をご希望の方は、お早めに申込みください。



Q5 令和7年3月中に安曇野市へ転入予定ですが、令和7年度当初（4月）からの入園の申込みはできますか？

A 申込みは可能です。
ただし、入園日までに転入していない場合、入園する事はできません。



Q6 これから出産予定です。出産後に生まれた子を入園させる場合、何歳（何ヶ月）から入園が可能ですか？

A 保育施設により入園可能年齢が違います。
各園の受入可能年齢については、保育ガイド65ページを参照ください。

※申込み時点でまだ産まれていないお子さんについても、母子手帳をお持ちであれば入園申込が可能です。出産予定日と保育施設の受入可能年齢をご確認いただき入園申込みをお願いします。
出産後に、お子さんのお名前等を記入していただきますので、こども園幼稚園課までご来庁ください。



Q7 里帰り出産をしたいのですが、その間上の子を里帰り先の保育施設に入れられますか？

A 入園可能な場合もあります。
ただし、住所地の市町村と里帰り先の市町村とで協議が必要です。
ご希望の場合は、こども園幼稚園課までご相談ください。



Q8 育児休業中ですが子どもを入園させることはできますか？

A お子さんが3歳以上児の場合
保育施設の定員に余裕がある場合のみ、入園可能です。
育児休業期間は、保育を必要とする理由に該当しない為、1号認定となります。

お子さんが3歳未満児の場合

原則入園は出来ません。

※3歳未満児は、保育を必要とする理由がある場合のみ入園可能です。



Q9 育児休業からの復職を考えています。入園の申込みはいつから可能ですか？



A 復職予定日が令和7年度中の場合
新年度入園申込み期間（R6.10.31まで）での入園申込みが可能です。（二次募集があった場合も同様に可能です）
※ただし、入園が可能な日は「復職日」以降となります。

また、当該年度内については、随時申込みが可能です。年度内での入園をご希望の方につきましては、書類が整い次第、お早めにお申込みください。

※申込み書類等は、こども園幼稚園課窓口へお尋ねいただくか、市ホームページからダウンロードください。

Q10 求職活動の要件で入園申込みを考えています。入園可能期間である3ヶ月の間に就職できなかった場合どうなりますか？



A お子さんが3歳以上児の場合
利用の保育施設において、1号認定児童として継続利用が可能です。

お子さんが3歳未満児の場合
継続利用はできないため、退園となります。
※3歳未満児は、保育の必要性がある場合のみ継続通園が可能です。

（注意事項）
求職による要件で、保育施設へ入園した方につきましては、入園後の求職活動について、毎月『求職活動状況報告書』により活動報告をしていただきます。
なお、当該報告書の提出がない方、及び求職活動実態のない方につきましては、保育の必要性がないと判断し、保育認定の変更もしくは退園となりますので、予めご承知おきください。

Q11 夜勤なのですが、保育施設に入園できますか？



A 夜勤であっても、就労時間が月64時間以上である場合には、保育を必要とする理由に該当します。

※夜間にお子さんを預けたいという場合は、市内の保育施設の営業時間外となりますので、お預かりはできません。

Q12 親族の会社で手伝いをしていますが、給料をもらっていません。
入園申込みはできますか？

A 保育を必要とする理由である“就労”とは、賃金対価を伴う労働をいいます。給料をもらっていないので、保育を必要とする理由にはあてはまりません。

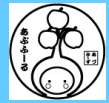
お子さんが3歳以上児の場合

1号認定児童として申込みが可能です。

お子さんが3歳未満児の場合

申込み出来ません。

(保育ガイド2ページ参照)



②入園の優先順位に関すること

Q13 入園は先着順ですか？

A 入園の優先順位は、申込みの先着順ではありません。保育の必要性が、優先順位となります。1号認定の方で、定員を超過した場合も先着順ではなく、審査により決定します。



Q14 ひとり親世帯の場合、入園しやすいでしょうか？

A 保育を必要とする理由がある場合のみ、優先度が上がります。



Q15 パート勤務より常勤の方が入園しやすいでしょうか？

A 勤務形態ではなく、休憩時間を含めた就労時間で判定させていただきます。



Q16 上の子がすでに通園中で、来年4月から下の子の入園を考えています。きょうだいで同時在園の場合、入園しやすいと聞いたけど本当ですか？

A 優先度が上がります。



③申請書の記載・受付に関すること

Q17 利用希望園について、第2～5希望まで記入した方がよいですか？

A 第1希望の保育施設への応募が多数となり、園の定員を超過してしまった場合、利用調整（選考）が行われます。
利用調整により、他の児童より保育の必要性が低いと判断された場合、第1希望の保育施設への入園ができない可能性があります。
第1希望の保育施設に入園出来ない場合、第2～5希望の記載がないと、入園希望がないものとして判断させていただきますので予めご承知ください。



Q18 ①同じ家に祖父母が住んでいます、世帯分離をしています。この場合は「同居」と「別居」どちらになりますか？

②同じ敷地内の別の家に祖父母が住んでいます、この場合は「同居」と「別居」どちらになりますか？

A 申込における「同居」とは、生計を一にしているかどうかに関わらず、原則同一敷地内の居住者のことを同居としています。
①、②の場合はどちらも同居の欄に○をしてください。



Q19 就労証明書等の、保育の必要性を証明する書類は、父母の分だけでよいのですか？

A 父母の分のみご提出ください。



Q20 マイナンバーは記入したほうがよいですか？



A 個人番号は「児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務」「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に係る支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」に利用しますので、必ず記入するようにお願いします。
併せて保護者（納入義務者）の個人番号が確認できる書類と本人確認書類の提出（以下の①～③のいずれか）をお願いします。

- ①個人番号カード（顔写真付き）の両面の写し
- ②通知カード（※）と本人確認書類の写し
※通知カードに記載された住所と現在の住所が異なる場合
証明書として利用できません
- ③個人番号を記載した住民票と本人確認書類の写し

Q21 きょうだいで申込みをする場合、証明書はきょうだいそれぞれに必要ですか？



A 下記の取扱いで証明書の提出をお願いします。
原 本・・・上のお子さんに添付
コピー・・・下のお子さんに添付

Q22 仕事の都合で保護者が入園申し込みに行けません。代理の者でも申し込めますか？



A 可能です。
ただし、申請書の受付の際、記載内容に不明な点があった場合、その不明な点についてお尋ねする場合があります。

Q23 入園申込みは郵送でもできますか？



A 郵送での申込みも可能です。不備があった場合には締切日までに修正されないと審査対象外となりますので、事前の確認をお願いします。不備があった場合にはこども園幼稚園課から連絡します。

④保育料等に関すること

Q24 年度途中で誕生日がきて子どもの年齢が変わりました。
保育料等も変わりますか？

A 保育料等の年齢区分は、その年度の4月1日時点の年齢
で適用しますので、誕生日を迎えたことで保育料等が変
わることはありません。



Q25 離婚・再婚した場合、保育料等は変わりますか？

A 保育料等が変更になる場合があります。
事象が発生した場合は、各施設にある『支給認定申請書・
保育施設等利用申込書記載事項変更申請書』に必要事項を
記載し、通っている施設へ提出をお願いします。
(※届出日：毎月25日)

保育料等が変更になる場合、事象発生月の翌月から変更と
なりますので速やかに届出をお願いします。



Q26 保育施設を利用しない日があった場合や、夏休み等の長期休み期間
中も保育料や副食費等はかかりますか？

A 入園後は退園しない限り、通園の有無にかかわらず、
保育料等は全額かかります。



Q27 月途中で入園・退園をした場合、3歳未満児の保育料等は
日割り計算されますか？

A 1ヶ月の間に土曜日を含めて25日以上利用する場合は
1ヶ月分の料金が発生します。
25日未満の場合は、日割計算します。計算式は以下の
とおりです。
『日割保育料等＝保育料等（月額）÷25×利用日数』



Q28 保育料等の算定は、親以外に同居の祖父母の収入も関係するのでしょうか？

A 保育料等の算定でいう、“保護者の市民税所得割額”とは、児童の両親の市民税所得割額です。ただし、児童の保護者が祖父（母）の扶養になっている場合は、扶養している祖父（母）の市民税所得割額で保育料等を決定します。



Q29 年度途中で前年所得に関する修正申告をして、市民税額が変わったのですが、保育料等も変わるのでしょうか？

A 保育料等が変更になる場合がありますので、こども園幼稚園課までご連絡ください。変更がある方には変更通知とともに、差額還付または追加徴収をさせていただきます。



Q30 入園後、収入が激減してしまいました。保育料等の減免はありますか？

A 保護者の疾病等やむを得ない事情により、著しく収入が減少した場合は、保育料等を減免する制度がありますので、こども園幼稚園課までご相談ください。



Q31 第3子目以降の子どもは保育料等が軽減されるはずですが、送付された利用者負担額決定通知書では軽減になっていませんでした。軽減にならないのですか？

A 多子世帯保育料軽減適用申告書の提出はお済みですか？提出していない場合、保育料等は軽減されません。多子世帯保育料軽減適用申告書を記載し、利用している保育施設又はこども園幼稚園課窓口に至急ご提出をお願いします。
※多子世帯保育料軽減適用申告書は、各保育施設及びこども園幼稚園課窓口にありますのでお尋ねください。



Q32 保育料等を口座振替にしたいのですが、どのように手続きすればよいですか？



A 公立保育施設および細萱保育園に通園の場合
「口座振替依頼書」に必要事項等をご記入いただき、登録の金融機関窓口へ依頼書の提出をお願いします。
依頼書は指定金融機関、市役所本庁舎収納課 および各支所地域づくり課、各保育施設、こども園幼稚園課の窓口にありますのでお申し出ください。

上記以外の施設に通園の場合
ご利用の保育施設へ直接お申し出ください。

Q33 保育料等の口座振替依頼書を記載し金融機関に提出をしたのですが、いつから振替になるのでしょうか？



A 公立保育施設および細萱保育園に通園の場合
口座振替の開始時期につきましては、通常で口座振替依頼書の提出があった月の翌月からご利用いただくことが出来ます。
（※振替登録に、2～3週間程度かかります）
ただし、口座振替依頼書の記載漏れ等があった場合は、利用開始が遅れる場合があります。

上記以外の施設に通園の場合
ご利用の保育施設へ直接お尋ねください。

Q34 保育料等の口座振替依頼書を提出したのに、引き落としになっていません。また、納付書が届きましたが間違いではないでしょうか。



A 下記の原因が考えられます。

- ①口座振替の登録が完了していない。（Q33参照）
- ②申請書に記入した保護者名（納入義務者）と、口座振替依頼書に記入した納入義務者名が異なっている。
- ③「保育料」ではなく「幼稚園給食費」に○をしている。

②、③の場合、口座振替依頼書の再提出が必要です。振替登録が完了するまでは、現金での納付をお願いします。

Q35 口座振替で保育料等を払っていますが、残高不足で引き落としができませんでした。支払いはどうすればよいですか。

A 公立保育施設および細萱保育園に通園の場合

口座振替ができなかった場合、振替月の翌月15日頃に再度口座振替を行います。(※)
該当者の方には、『口座残高確認のお願い』が送付されますので、再振替指定日に振替となるように前日までに口座残高の確認をお願いいたします。

※再振替においても振替不能となった場合は、再振替月の下旬に督促状が送付されます。

上記以外の施設に通園の場合

ご利用の保育施設へ直接お申し出ください。



Q36 幼児教育・保育の無償化により、保育料等は全額無料になるのですか？

A 保育に関する利用料全てが無料になるわけではありません。
3～8ページのとおり、年齢や利用時間等により、料金が発生します。



⑤その他よくある問い合わせ

Q37 現在、産前産後の要件で、上の子が通園しています。
要件の産後期限6ヶ月を経過した場合どうなりますか？

A お子さんが3歳以上児の場合
継続利用可能ですが、育児休業期間中は、保育を必要とする理由に該当しない為、1号認定となります。

お子さんが3歳未満児の場合
継続利用はできないため、退園となります。
※3歳未満児は、保育を必要とする理由がある場合のみ
※ただし、2歳児クラスに在籍しているお子さんについては、
育児休業中の場合に限り、継続利用が可能です。



Q38 就労の要件で入園していますが、入園後に仕事を退職してしまいました。この場合、引き続き通園できますか？

A お子さんが3歳以上児の場合
継続利用可能ですが、その場合、保育を必要とする理由に該当しない為、1号認定となります。保育を必要とする理由がある場合には、継続して2号認定となります。

お子さんが3歳未満児の場合
継続利用はできないため、退園となります。
※3歳未満児は、保育を必要とする理由がある場合のみ継続通園が可能です。



Q39 現在1号認定で通園していますが、求職活動をするため2号認定に変更できますか？

A 原則として1号認定から求職活動により2号認定にすることはできません。ただし、家計の主宰者の失業や離婚等の特別な事情がある場合や、上の子がすでに入園していて、下のきょうだいが入園するタイミングで求職活動を開始する場合は、1号認定から求職活動により2号認定に変更することができます。



Q40 事前に保育施設を見学することはできますか？

A 可能です。保育施設の見学を希望する場合は、ご希望の園に事前に直接連絡をしてください。
また、園庭開放などでは、在園児と一緒に交流をもつこともできますので、ぜひご利用ください。



Q41 年度途中で転園することはできますか？

A 利用調整のうえ、空きがあれば転園することができます。
ご希望の場合は、転園先利用希望開始月の前月5日（5日が
休日の場合は翌開庁日）までに「希望園変更届」をこども園
幼稚園課へご提出ください。
ただし、第1希望でない施設に入園している場合は手続き
不要です。（保育ガイド22ページ参照）



Q42 退園したい時は、どのような手続きをすれば
よいですか？

A 保育を必要とする事由を満たさなくなった場合や、
安曇野市外へ転出する時は、「退園届」に必要事項を
記載し、ご利用の保育施設へ提出してください。
※「退園届」はご利用の保育施設にありますのでお尋ね
ください。



Q43 認可保育施設と認可外保育施設の保育料は同じですか？

A 違います。
市内認可保育施設の保育料は、5～8ページに記載された
とおり一律です。
しかし、認可外保育施設の保育料は、園によって異なりま
すので各園へ直接お問い合わせください。



Q44 住所、勤務先など家庭状況が変わりました。
どのような手続きが必要ですか？

A 速やかに『支給認定申請書・保育施設等利用申込書記載事項
変更申請書』に該当事由を記載し、ご利用の保育施設へ提出
してください。



Q45 1号認定だと保育所は利用できないのですか？

A ご利用できません。2ページを参照してください。
ただし、入園時に「保育を必要とする理由」があり、2号
認定として入園した場合は、入園後に1号認定になっても
特例として継続利用が認められる場合がありますので、こども
園幼稚園課までお問い合わせください。



Q46 1号認定の場合は夏休みや春休みがあるって本当ですか？



A 1号認定の場合、夏休みや春休みがあります。
長期休暇中に預かり保育をご利用になりたい場合は、利用希望日の1週間前までに、在園している園にご連絡ください。

区 分	料 金
1日利用（8：30～16：30）	1,000円
半日【午前】利用（8：30～12：30）	500円
半日【午後】利用（12：30～16：30）	500円
給食	200円
おやつ（午後利用の場合のみ発生）	100円

夏休みや春休み期間中は、別途上記のように利用料金（日額）を設定しています。7：30～8：30及び16：30～19：00に利用する場合は別途料金が発生します。（30分ごとに200円）
なお、半日【午後】利用の方への給食提供はありません。



Q47 慣らし（慣れ）保育とはなんですか？

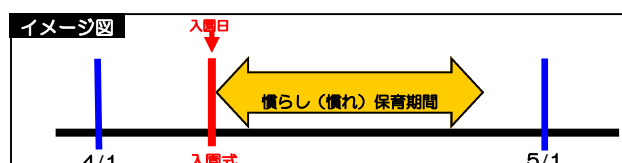


A お子さんが段階的に保育施設の環境に慣れるように、入園式の翌日から2週間程度行う保育のことです。保護者の方の同伴は不要となっています。なお、原則慣らし（慣れ）保育期間中でも保育料は発生します。

※私立保育施設の場合は日程等が異なることがありますので
詳細は施設にお問い合わせください。

- ①対象児童 入園式を含む慣らし（慣れ）保育期間中に入所の児童
- ②実施期間 入園式の翌日から2週間程度
- ③実施内容
 - 8：30～ 9：00 登園
 - 9：00～10：30 あそび
 - 10：30～11：00 片づけ
 - 11：00～12：00 給食
 - 12：30 降園

公立園の場合は、4月の入園式の後に行われるので、途中入園のお子さんについては慣らし（慣れ）保育の対象になりません。



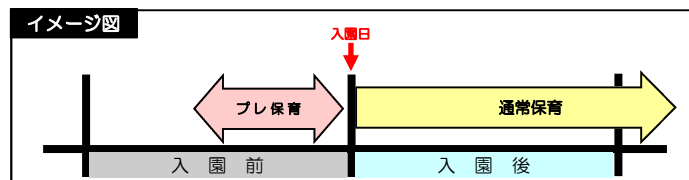
Q48 プレ保育とはなんですか？



- A 入園前のお子さんが、保護者の方と一緒に保育施設での生活を体験してもらい、1日でも早く保育施設の環境に慣れさせていただくために、入園前において3日間程度行う保育のことです。保護者の方の同伴が必要になっています。
※私立保育施設の場合、利用内容が異なる場合があります。

- ①対象児童 慣らし（慣れ）保育を利用しない児童
- ②実施期間 入園前に3日間程度（半日×3日間）
- ③実施内容 8：30～ 9：00 登園
9：00～11：00 あそび
11：30 降園

実施日については、事前に園より直接保護者の皆さんへ連絡のうえ、日程を調整し実施させていただきます。



Q49 安曇野市に住んでいなくても、安曇野市の園に通えますか？



- A 原則、通えません。お住まいの（住民票がある）自治体の園を利用させていただきますようお願いします。
なお、年度途中で転出される場合には、在園児であっても通い続けることが原則できませんのでお気を付けください。

※ただし、条件によっては通える場合もありますので、ご希望の場合はこども園幼稚園課までお問い合わせください。

10 安曇野市認可保育施設（公立）のご案内

教育・保育方針

- ・生涯にわたる人間形成の基礎を培うために、就学前における全ての子どもの成長、発達について連続性をもった教育・保育を行います。
- ・専門性を生かしながらすべての子育て家庭への支援を行います。
- ・子どもにとって最もふさわしい生活の場を保障し、家庭や地域から信頼されるこども園を目指します。
- ・人や自然とのかかわりの中で、豊かな人間性や生きる力を身につけた子どもを育てていきます。
- ・安全で安心できる保育を保障します。

園の情報

受入年齢	生後6ヶ月経過後	
開園時間 (※日・祝日は休園)	月～金	7:30～19:00
	土	7:30～18:30 ※南穂高、有明あおぞら、三郷北部の3園に集約して実施
給食	3歳未満児	「主食」も含めて提供 ※主食を持参していただく必要はありません。
	3歳以上児	「主食」は持参 ※副食（おかず、おやつ）の提供のみとなります。
入園後にご用意いただく主なもの	3歳未満児 3歳以上児 共通	・通園カバン、カラー帽子 ・お昼寝布団（敷布団・掛布団） ・給食用具（お弁当箱、水筒、はし、スプーン、フォーク等） ・連絡帳 など （※年齢によりご用意いただくものが異なります）
その他	・おむつの処分：園で処分します。 ・保護者会：あり ・長期休暇期間：あり（夏季休暇、冬季休暇、春季休暇） （※1号認定のお子さんは、原則休みとなります。）	

認定こども園の主な一日

0・1・2歳児	時間帯	3・4・5歳児
長時間保育	7:30~8:30	長時間保育
登園	8:30~9:00	登園
あそび・おやつ・ミルク	9:00~11:00	あそび
給食・ミルク・離乳食 昼寝	11:30~12:30	給食
	13:00~15:00	昼寝 (5歳児は12月末まで)
	14:40~15:00	1号認定 降園準備・降園
おやつ・ミルク・あそび	15:00~16:00	おやつ・降園準備・預かり保育
降園	16:00~16:30	降園
長時間保育	16:30~19:00	長時間保育

※3歳未満児は、一人ひとりに合った保育を行います。

一年間の主な行事

こども園では、家庭と共に、日々の積み重ねによる子どもの成長を確かめあったり、喜びあったりする機会となるよう各園の特色や地域性を生かし、楽しい行事を子どもの活動に合わせて行っています。

(春～夏)

入園式、誕生会(毎月)、遠足(春)、参観日(前期)、プール開き、七夕会

(秋～冬)

運動会、遠足(秋)、餅つき会、おたのしみ会、豆まき会、参観日(後期)、卒園式

※園により、行事内容や実施時期は異なります。

10 安曇野市認可保育施設（公立・民間委託園）のご案内

公立認定こども園の保育業務の民間委託について

安曇野市では多様化する保育ニーズへ対応するために、民間活力を導入することで幼児期の教育・保育環境を充実させるべく、一部の公立認定こども園の保育業務を民間に委託しています。

民間委託により、保育者が市の職員から社会福祉法人等の民間事業者の職員へと変わりますが、委託後も市は委託者として責任を持ち、保育業務に必要な委託料を委託業者に支払います。利用者負担額、保育時間等は基本的に公立認定こども園と同じです。民間委託の対象施設については以下の表のとおりです。

対象施設	委託の時期	受託者
明科北認定こども園	令和4年度から	NPO法人響育の山里くじら雲
三郷西部認定こども園	令和6年度から	社会福祉法人七つの鐘

他の公立園との違いや特色はありますか？

民間委託という形をとっていますが、公立園であることは変わらないため、基本的な部分（開園日や保育時間・給食内容・保育料や給食費等）については、他の公立園と同じです。

保育内容については、安曇野市の保育理念や方針を土台とし、そこに加えて民間事業者ならではの特色を活かした独自の取り組みを行っています。





響育の山里・くじら雲 (明科北認定こども園)



くじら雲の子どもたちは、安曇野・明科の恵まれた地域の中で「子どもの時間」をしっかりと過ごします。「人」や「自然」との関係や自分自身について実体験を重ねていきながら深く考え、成長と共に自分の生き方を見つめ、世界観を主体的に広げていけると考えています。

＼保育の目標と子どもたちへの願い／

1



自然に対する
畏敬の念を持つ

2



ひとりひとりが
輝いて過ごす

3



人と人がつながる
よろこびを感じる

くじら雲は、長野県のこども園で唯一、普及型と特化型、両方の保育を行っており、どちらか選択することができます。

〔特化型〕・・・週 15 時間以上自然体験を行う

〔普及型〕・・・週 5 時間以上自然体験を行う

はる



なつ



くじら雲の一年



あき



ふゆ



響育の山里くじら雲

住所【明科北認定こども園内】：〒399-7101 長野県安曇野市明科東川手 872-1

電話：0263-62-3954 E-mail: yoda@kujiragumo.jp URL: https://kujiragumo.jp





保育教育目標

「親切、誠実、清潔、協調、公正、明朗、創意」



令和6年度より、社会福祉法人七つの鐘が安曇野市より業務委託を受け運営することとなりました。

当園は四季を感じられる豊かな環境を生かし身近な生き物や草花に触れたり、芝生の園庭や隣接グラウンド、室山への散歩などの戸外遊びを通し、自然と関わる中で一人一人の気づきを尊重し、「やってみたい！」という気持ちを大切に、保育教育目標のもと意欲溢れる園を目指しています。



また、お散歩の時など声をかけて頂いたり地域の方にも見守って頂けている温かな地域となります。

その他、異年齢保育を始めとして、社会見学やりんご狩り、法人施設小倉メナー（介護老人福祉施設）や認定やまぶきこども園との交流、毎月の園庭開放などの世代間交流や畑で育てた野菜を使ったクッキングなど、多様な価値観に触れ心の豊かさを育みます。



https://nanatsunokane.or.jp/care/azumino_misatoseibu

10 安曇野市認可保育施設（私立）のご案内

細萱保育園



教育・保育方針

豊かな自然に囲まれた細萱保育園は、一人ひとりの個性と育ちに寄り添い楽しく遊びたくさんの経験をしていく中で心も体も成長できる環境を心がけています。「ありがとう」が言える、また言ってもらえるそんな子ども達を願い「明日も保育園に行きたい」を大切に子ども達の成長と共に大人も成長していきたいと保育をしています。

園の情報

住所	安曇野市豊科南穂高3757-3	
電話番号	(0263) 72-2367	
定員	50名	
受入年齢	生後8ヶ月経過後	
開園時間	月～金	7:30～19:00
	土	7:30～16:30
長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）	
突発長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）	
一時預かり	あり（料金は市の規定に準ずる）	
給食費 (3歳以上児)	主食費：持参のためなし 副食費：料金は市の規定に準ずる	
入園後に別途かかる主な費用	・新学用品（帽子、クレヨン等）：1,500円～3,000円程 ※品数により変動 ・保護者会費：年2,500円/園児1人あたり ※年度ごと保護者会で決定 ・園での生活写真代：50円程/枚（1学期10枚…年間30枚）	
プレ保育・慣らし (慣れ) 保育の期間	・入園後1週間程度（※要望に応じて対応）	
その他	・1つ1つの行事を大切に全員で楽しんでいます。 ・園児、保育士共に全員の顔と名前を掌握し穏やかな雰囲気大切にしています。	

認定やまぶきこども園

施設のホームページは
こちらから→



教育・保育方針

- 保育目標：「親切・誠実・清潔・協調・公正・明朗・創意」
- 保育教育理念：「笑顔がいっぱい」

園の情報

住所	安曇野市三郷明盛1491	
電話番号	(0263) 77-1230	
定員	75名	
受入年齢	生後6ヶ月経過後	
開園時間	月～金	7:00～19:30
	土	7:00～19:30
	日・祝	8:30～16:30
長時間保育	あり	
突発長時間保育	あり	
一時預かり	あり（5時間以上は3,000円で用途は自由です）	
給食費 (3歳以上児)	主食費：月1,000円（白米は園で提供します） 副食費：月4,500円	
入園後に別途かかる主な費用	・月刊誌：400円/月 ・園服、運動着、カバン、お道具箱：30,000円程＜3歳以上児＞	
プレ保育・慣らし (慣れ) 保育の期間	・入園後1週間程度 1～2日目：8:30～10:00、3～4日目：8:30～12:00 5日目：お子様の様子で決めていきます。	
その他	・保護者会は設けていません。 ・年長児は自分で乗車券を購入し、電車に乗る遠足があります。 ・3歳以上児は英語、リトミック、茶道、COT教室があります。 ・夏祭り（7月）、はづきコンサート（8月） ・なかよしくらぶ（16:30～折り紙・COT・パステルアート・読み聞かせ ・ロピテルのおじいちゃま、おばあちゃまと遊ぼう） ・英語教室（火・木・土）、ピアノ教室（火）、バイオリン教室（水）の習い事が本園でできるため、お迎えの心配もなく大変好評です。	

料金は施設にお問い合わせください。



豊かな心と
「人間の根っこ」
を育てる

教育・保育方針

家庭的な雰囲気の中で、園児一人ひとりの個性や自主性を尊重しながら、適切な保育環境を整え、調和のとれた発達を援助し、人間形成の基礎造りを目的とし子どもの育成を目指しています。
また、英語やサッカー・ピアノなどの習い事が園生活の中で行えます。

園の情報

住所	安曇野市豊科田沢6451-2	
電話番号	(0263) 72-4645	
定員	62名	
受入年齢	生後3ヶ月経過後	
開園時間	月～金	7:00～19:00
	土	8:00～17:00
長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）	
突発長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）	
一時預かり	あり（3歳以上3,000円/1日、未満児4,000円/1日）	
給食費 (3歳以上児)	月5,000円 主食費含む (一時預かりの場合は1日300円)	
入園後に別途かかる主な費用	・ 習い事月謝（サッカー教室、英語レッスン、書道、珠算） ※希望者のみ（料金等、詳細は施設にお問い合わせください。）	
プレ保育・慣らし（慣れ）保育の期間	・ 入園前に園への見学をお願いします。 ・ 入園後1週間程度（※希望により決定） （入園前に行う場合は、一時預かりとして保育料とは別途費用が発生します。）	



教育・保育方針

安曇野の豊かな自然の中で、のびのびと遊んでいます。感性・自主性を育むため絵本の読み聞かせや戸外での十分な活動を大切に保育しています。個々の性格や家庭環境に寄り添い経験豊富な保育士がお待ちしております。

園の情報

住所	安曇野市穂高有明985-2	
電話番号	(0263) 84-4560 090-4933-3121 080-1238-5155	
定員	5名	
受入年齢	生後30日～2歳児	
開園時間	月～金	7:30～18:30
	土	7:30～18:30
長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）	
突発長時間保育	なし	
一時預かり	なし（「認可外保育」で対応）	
入園後に別途かかる主な費用	・連絡帳：440円/2～3か月毎	
プレ保育・慣らし（慣れ）保育の期間	・入園前に園への見学をお願いします。 ・プレ保育及び慣らし（慣れ）保育は、保護者の要望に応じて対応します。	
その他	・「認可外保育」の利用をご希望の方は、直接お問合せください。	

ニチイキッズ安曇野保育園

施設のホームページは
こちらから→



教育・保育方針

保育理念「おもいっきり遊ぶ おもいっきり学ぶ」日々の遊びや学びの中で、創造力や自己表現力を引き出し、「やさしく、つよく生き抜く力」を育みます。（リトミック・英語遊び等多彩な保育カリキュラム）規模の特性を活かした、きめ細かな保育をいたします。

園の情報

住所	安曇野市穂高柏原975-1	
電話番号	(0263) 81-0601	
定員	19名	
受入年齢	生後3ヶ月経過後～2歳児	
開園時間	月～金	7:30～19:00
	土	7:30～19:00
長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）	
突発長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）	
一時預かり	なし	
入園後に別途かかる主な費用	・園で使用する帽子：1,100円/入園時【任意】 ※対象：1歳児クラス以上 ・おむつ使用料：88円/枚（使用時） ※持参したオムツ不足時 ・傷害保険料：300円/入園時	
プレ保育・慣らし（慣れ）保育の期間	入園後1～2週間程度（お子様の状況により期間を調整）	
その他	・昼寝布団は不要です。バスタオル2枚を持参いただきます。 ・0歳児：園で準備の布団を使用 ・1、2歳児：コット（簡易ベッド）を使用 ・土曜日も平日同様の昼食・おやつを提供します。 ・保育カリキュラムの中に、外部講師によるリトミック・英語レッスンがあります。 ・未就園児親子を対象に「子育てひろば」を随時開催	

ニチイキッズ穂高保育園

施設のホームページは
こちらから→



教育・保育方針

保育理念「おもいっきり遊ぶ おもいっきり学ぶ」日々の遊びや学びの中で、創造力や自己表現力を引き出し、「やさしく、つよく生き抜く力」を育みます。（リトミック・英語遊び等多彩な保育カリキュラム）規模の特性を活かした、きめ細かな保育をいたします。

園の情報

住所	安曇野市穂高6316-1	
電話番号	(0263) 81-1031	
定員	19名	
受入年齢	生後3ヶ月経過後～2歳児	
開園時間	月～金	7:30～19:00
	土	7:30～19:00
長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）	
突発長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）	
一時預かり	なし	
入園後に別途かかる主な費用	・園で使用する帽子：1,100円/入園時【任意】 ※対象：1歳児クラス以上 ・おむつ使用料：88円/枚（使用時） ※持参したオムツ不足時 ・傷害保険料：300円/入園時	
プレ保育・慣らし（慣れ）保育の期間	入園後1～2週間程度（お子様の状況により期間を調整）	
その他	・昼寝布団は不要です。バスタオル2枚を持参いただきます。 ・0歳児：園で準備の布団を使用 ・1、2歳児：コット（簡易ベッド）を使用 ・土曜日も平日同様の昼食・おやつを提供します。 ・保育カリキュラムの中に、外部講師によるリトミック・英語レッスンがあります。 ・未就園児親子を対象に「子育てひろば」を随時開催	

あづみ野おとぎ保育園

施設のホームページは
こちらから→



教育・保育方針

平成29年4月開園の小規模保育園です。
～保育目標：素直な笑顔のこぼれる子～
広い園庭での外遊びや、お散歩を楽しんでいます。子どもたちが安心してゆったりと過ごすなかで、一人ひとりの生活リズムや個性を把握し、家庭と連携を取りながら丁寧に保育をしています。

園の情報

住所	安曇野市豊科南穂高3974-4	
電話番号	(0263) 50-5470	
定員	19名	
受入年齢	生後6ヶ月経過後～2歳児	
開園時間	月～金	7:30～19:00
	土	7:30～19:00
長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）※但し、18:30以降は5,000円/月額	
突発長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）※但し、18:30以降は500円/30分	
一時預かり	なし	
入園後に別途かかる主な費用	・年度用品（おはようブック・おたよりケース）：800円程 ・園での生活写真代（希望者）	
プレ保育・慣らし（慣れ）保育の期間	・入園後1週間 - 入園日から2日間 : 8:30～10:15（おやつまで） 3日目～5日目 : 8:30～11:30（給食まで） 6日目以降 : 通常保育 ※期間中に欠席された場合、慣らし（慣れ）保育は延長。	
その他	・オムツは園で用意。（※オムツ代、廃棄処理代は無料。） ・土曜保育もおやつ、給食があります。 ・日曜祝日12月29日～1月3日は休園します。 ・保護者のお仕事がお休みの場合（土曜日・代休等）は、ご利用できません。	

あづみ野第2おとぎ保育園

施設のホームページは
こちらから→



教育・保育方針

平成30年4月開園の小規模保育園です。
～保育目標：素直な笑顔のこぼれる子～
園周辺には豊かな自然が広がっており、四季折々の動植物との触れ合いを大切にお散歩や外遊びをのびのびと楽しんでいます。
年齢の枠にとらわれず、共に遊び、助け合って生活することによりお互いの健やかな成長と発達を見守っていきます。

園の情報

住所	安曇野市豊科田沢6210-3	
電話番号	(0263) 88-0075	
定員	19名	
受入年齢	生後6ヶ月経過後～2歳児	
開園時間	月～金	7:30～19:00
	土	7:30～19:00
長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）※但し、18:30以降は5,000円/月額	
突発長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）※但し、18:30以降は500円/30分	
一時預かり	なし	
入園後に別途かかる主な費用	・年度用品（おはようブック・おたよりケース）：800円程 ・園での生活写真代（希望者）	
プレ保育・慣らし（慣れ）保育の期間	・入園後1週間 - 入園日から2日間 : 8:30～10:15（おやつまで） 3日目～5日目 : 8:30～11:30（給食まで） 6日目以降 : 通常保育 ※期間中に欠席された場合、慣らし（慣れ）保育は延長。	
その他	・オムツは園で用意。（※オムツ代、廃棄処理代は無料。） ・土曜保育もおやつ、給食があります。 ・日曜祝日12月29日～1月3日は休園します。 ・保護者のお仕事がお休みの場合（土曜日・代休等）は、ご利用できません。	

あづみ野第3おとぎ保育園

施設のホームページは
こちらから→



教育・保育方針

平成31年4月開園の小規模保育園です。
～保育目標：素直な笑顔のこぼれる子～
心身の発達の基盤が形成される3歳未満
児の子どもたちを、ゆったりとした環境
の中で、一人ひとりに丁寧に向き合う保
育をめざします。

園の情報

住所	安曇野市豊科2519-2	
電話番号	(0263) 87-3696	
定員	19名	
受入年齢	生後6ヶ月経過後～2歳児	
開園時間	月～金	7:30～19:00
	土	7:30～19:00
長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）※但し、18:30以降は5,000円/月額	
突発長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）※但し、18:30以降は500円/30分	
一時預かり	なし	
入園後に別途かかる 主な費用	・年度用品（おはようブック・おたよりケース）：800円程 ・園での生活写真代（希望者）	
プレ保育・慣らし（慣 れ）保育の期間	・入園後1週間 - 入園日から2日間 ：8:30～10:15（おやつまで） 3日目～5日目 ：8:30～11:30（給食まで） 6日目以降 ：通常保育 ※期間中に欠席された場合、慣らし（慣れ）保育は延長。	
その他	・オムツは園で用意。（※オムツ代、廃棄処理代は無料。） ・土曜保育もおやつ、給食があります。 ・日曜祝日12月29日～1月3日は休園します。 ・保護者のお仕事がお休みの場合（土曜日・代休等）は、ご利用できません。	



教育・保育方針

子どもたちは日々たくさんの不思議や発見に出会います。それらのすべてが「学び」に繋がります。私たちは「なんで?」「どうして?」を自分らしく探究できる環境づくりや関わりを大切にします。それが、子どもたちの主体的な学びをたすけ、健やかなそだちに繋がると私たちは考えています。

園の情報

住所	安曇野市穂高4611-2穂高病院敷地内	
電話番号	(0263) 88-5362	
定員	19名	
受入年齢	生後6ヶ月経過後～2歳児	
開園時間	月～金	7:30～20:00
	土	7:30～20:00
長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）	
突発長時間保育	あり（500円/1時間）	
一時預かり	あり（3歳未満児）	
	<保育料> ・4時間以内：1,200円/日 ・8時間以内：2,400円/日 ・8時間超：500円/1時間ごと	<昼食費> ・昼食：400円/日 ・おやつ（午前・午後）：それぞれ1食50円ずつ
入園後に別途かかる主な費用	・おたより袋：290円 ・カラー帽子：1,000円 ・災害共済（保険）：315円/年 ・写真代：77円（税込）/枚	
プレ保育・慣らし（慣れ）保育の期間	・入園後1～2週間程度	
その他	・従業員枠、地域枠があります。（※従業員枠：穂高病院勤務者） ・保育ICT、おむつのサブスクを導入しています。	



教育・保育方針

令和3年4月に開園した小規模保育園です。
保育目標：もっと輝け明日のぼく、わたし！
周りに光とパワーを与えるほかほか暖かい太陽のような子になろう
温かい家庭のような落ち着いた環境で体操やリトミック英語のカリキュラムを取り入れながら、のびのびと自己表現できる保育園です。広々とした園庭があり、毎日元気に遊べます。

園の情報		
住所	安曇野市三郷温3318-2	
電話番号	(050)-5807-2387	
定員	19名	
受入年齢	生後2ヶ月経過後～2歳児	
開園時間	月～金	7:00～19:00
	土	7:00～19:00
長時間保育	保育標準時間	5,000円/月
	保育短時間	月額料金設定なし (※下記「突発長時間保育」と同料金になります。)
突発長時間保育	あり(600円/30分)	
一時預かり	なし	
入園後に別途かかる主な費用	・帽子代：1,500円 ※全クラス統一のオレンジ色 ・ごみ処理代：300円/月 ※おむつ処理費用 ・ICカード代：350円 <以下は希望者のみ> ・月刊絵本代：460円/月 ※年齢に合わせた絵本の提供 ・アプリ代：5,500円/年 ※園内カメラで午前中の活動の様子を見れます。	
プレ保育・慣らし(慣れ)保育の期間	・入園後10日間(※必須。延長は可能だが短縮は不可) 9:00-11:00：3日間、9:00-12:00：3日間、9:00-14:30：2日間 9:00-15:30：2日間	
その他	・ブログやInstagramなど様々な方法で情報を発信しています。 ・園からのお知らせや連絡帳はメールの為、スマホで園の様子が分かります。 ・午睡はコット(簡易ベッド)を使用。メッシュのベッドの為、掛け敷きのタオルケットのみご用意ください。	



教育・保育方針

令和4年4月に開園した小規模保育園です。
保育目標：もっと輝け明日のぼく、わたし！
周りに光とパワーを与えるほかほか暖かい太陽のような子になろう
温かい家庭のような落ち着いた環境で体操やリトミック英語のカリキュラムを取り入れながら、のびのびと自己表現できる保育園です。広々とした園庭があり、毎日元気に遊べます。

園の情報

住所	安曇野市豊科332-1	
電話番号	(050)-5807-2409	
定員	19名	
受入年齢	生後2ヶ月経過後～2歳児	
開園時間	月～金	7:00～19:00
	土	7:00～19:00
長時間保育	保育標準時間	5,000円/月
	保育短時間	月額料金設定なし (※下記「突発長時間保育」と同料金になります。)
突発長時間保育	あり(600円/30分)	
一時預かり	なし	
入園後に別途かかる主な費用	・帽子代：1,500円 ※全クラス統一のオレンジ色 ・ごみ処理代：300円/月 ※おむつ処理費用 ・ICカード代：350円 <以下は希望者のみ> ・月刊絵本代：460円/月 ※年齢に合わせた絵本の提供 ・アプリ代：5,500円/年 ※園内カメラで午前中の活動の様子を見れます。	
プレ保育・慣らし(慣れ)保育の期間	・入園後10日間(※必須。延長は可能だが短縮は不可) 9:00-11:00：3日間、9:00-12:00：3日間、9:00-14:30：2日間 9:00-15:30：2日間	
その他	・ブログやインスタグラムなど様々な方法で情報を発信しています。 ・園からののお知らせや連絡帳はメールの為、スマホで園の様子が分かります。 ・午睡はコット(簡易ベッド)を使用。メッシュのベッドの為、掛け敷きのタオルケットのみご用意ください。	

穂高みらいく保育園



教育・保育方針

〈VISION〉子育てしやすい未来をつくる
みらいくは「ちいきの」の保育園です。子育て世代に限らず、「ちいき」に根ざした活動に関わっていきます。地域と子育て世代を繋ぐことでお父さんやお母さんがイキイキと働き、楽しく子育てをする。そんな社会はきっと心豊かな子どもを育むでしょう。みらいくは、子育てしやすい社会を目指し、笑顔あふれる未来をつくりたいと願っています。

〈園の方針〉あたたかな愛情のもと、安心安全清潔な環境の中『ともに』遊び・学ぶ場

園の情報

住所	安曇野市穂高柏原1261-2	
電話番号	(0263) 88-2036	
定員	19名	
受入年齢	生後6ヶ月経過後～2歳児	
開園時間	月～金	7:30～19:00
	土	7:30～19:00
長時間保育	保育標準時間	100円/30分 (18:30～19:00)
	保育短時間	100円/30分 (7:30～8:30、16:30～19:00)
突発長時間保育	なし	
一時預かり	なし	
入園後に別途かかる主な費用	- 教材費等：約4,000円 ※必要時に徴収します。 (帽子、画用紙、クレヨン、のり、粘土セット、お道具箱、連絡ノート)	
プレ保育・慣らし(慣れ)保育の期間	入園後1～2週間程度(※期間は相談に応じます。)	
その他	- 日曜祝日・年末年始は休園。 - 土曜保育も給食あり。	

スクルドエンジェル保育園安曇野豊科園



教育・保育方針

- ①心身ともに健康な子
- ②自分で考えて行動できる子
- ③友だちや社会を思いやり、信頼関係を築ける子

園の情報

住所	安曇野市豊科高家5142-2（高家郵便局の隣）	
電話番号	（0263）50-8813	
定員	19名	
受入年齢	生後3ヶ月経過後～2歳児	
開園時間	月～金	7：00～19：00
	土	7：00～19：00
長時間保育	保育標準時間	100円/30分（7：00～7：30、18：30～19：00）
	保育短時間	100円/30分（7：00～8：30、16：30～19：00）
突発長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）	
一時預かり	なし	
入園後に別途かかる主な費用	・園帽子：800円 ・スポーツ振興センター加盟金：400円（年間）	
プレ保育・慣らし（慣れ）保育の期間	・入園後4～5日程度	
その他	・保育理念をもとに情操豊かな「こころ」を伸ばす情操教育、健全な「身体」を育むリトミック・幼児体育、世界で通用する語学力の基本を身につけるための外国人講師による幼児英会話など、質の高い幼児教育プログラムを提供します。 ・保護者の方に負担がかからないよう、心を込めたできる限りのサポートをさせていただきます。 ・保護者の方の負担軽減に努め、ICT化を取り入れ、連絡帳等のやり取り等はアプリで簡潔に出来るシステムとなっています。	

ハートフルキッズ豊科保育園



教育・保育方針

令和6年4月開園しました小規模保育園です。小規模という特性を活かし、お子様一人ひとりの成長や興味に合わせた生活リズム・遊びを保育に取り入れています。

また、園は豊科の中心部に位置しますが、水や土、植物や昆虫など自然に触れ合う体験を積極的に取り入れ、地元の食材や実際に栽培した野菜を食事に取り入れるなど、食育にも力を入れて食べる力を育んでいます。

園の情報

住所	安曇野市豊科4472-1-2	
電話番号	(0263) 31-3530	
定員	19名	
受入年齢	生後3ヶ月経過後～2歳児	
開園時間	月～金	7:30～19:00
	土	7:30～19:00
長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）	
突発長時間保育	あり（料金は市の規定に準ずる）	
一時預かり	なし	
入園後に別途かかる主な費用	- 入園時用品代(名札, 連絡帳, 配布物用ファイル, 汚れ物用エコ袋) 計600円程度 - 損害保険料315円/年 - おむつ処分料220円/月	
プレ保育・慣らし（慣れ）保育の期間	- 入園後1～2週間程度 （※お子様の状況により期間は調整します。）	
その他	- お昼寝は、園で準備するコットを使用しますのでお布団は不要です。バスタオルのみご持参いただきます。 - 土曜日も平日同様に、昼食とおやつを提供します。	

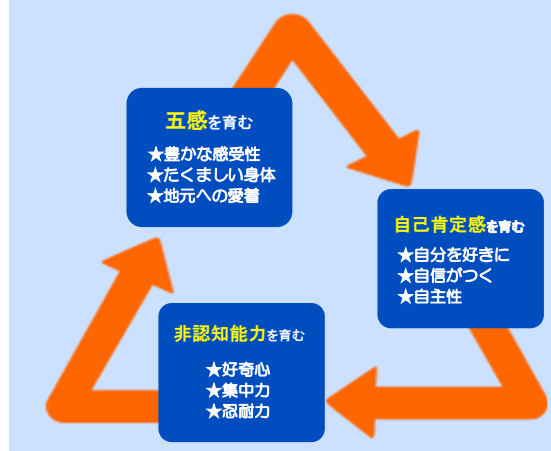
1 1 自然保育（やまほいく）を推進しています！

■ 自然保育ってどんな保育？

市では、安曇野の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した、**屋外を中心とするさまざまな体験活動**を積極的に取り入れた幼児・保育教育を推進しています。

自然保育を通じ子どもたちが学びの原動力である「わくわくドキドキ」の感性を育み、自ら学び成長しようとする力を伸ばしてあげること。そうした幼児・保育教育を積極的に行っています。

安曇野市自然保育のポイント



■ 公立保育施設の全園（18園）で「信州やまほいく」の認定を受けています

信州やまほいくって何？

長野県が、自然保育の質を重視する24の基準を設定して、自然保育に積極的に取り組む施設や団体に対して基準を満たす場合に認定する制度です。
信州やまほいくには「普及型」と「特化型」の認定があります。

普及型：一週間で合計5時間以上、屋外を中心とした体験活動が行われている。

特化型：一週間で合計15時間以上、屋外を中心として体験活動が行われている。

安曇野市では、公立園が**18園（全園）**、認可外保育施設が**3園**、認定を受けています。

- ・公立園18園は普及型、うち1園（明科北認定こども園）は特化型の保育も行っています。
- ・認可外保育施設1園は特化型、2園は普及型

認可外保育施設については64ページの一覧をご覧ください。



参考サイト

自然保育ポータルサイト「信州やまほいくの郷」で各公立園の自然保育の様子を紹介しています。
QRコード（市HP）のリンク先から、ご覧になりたい園名をクリックしてください。



INFORMATION

「あづみの自然保育」アカウントで、安曇野の魅力が詰まった自然保育の様子を発信しています！

Instagram



Facebook



X（旧：Twitter）



Youtube



12 認可外保育施設の紹介

以下は認可外保育施設として長野県に届出を行った施設です。認可外保育施設は、利用者と施設の直接契約です。利用を希望する場合は施設に直接連絡し、空き状況や保育料等、利用可能か確認してください。

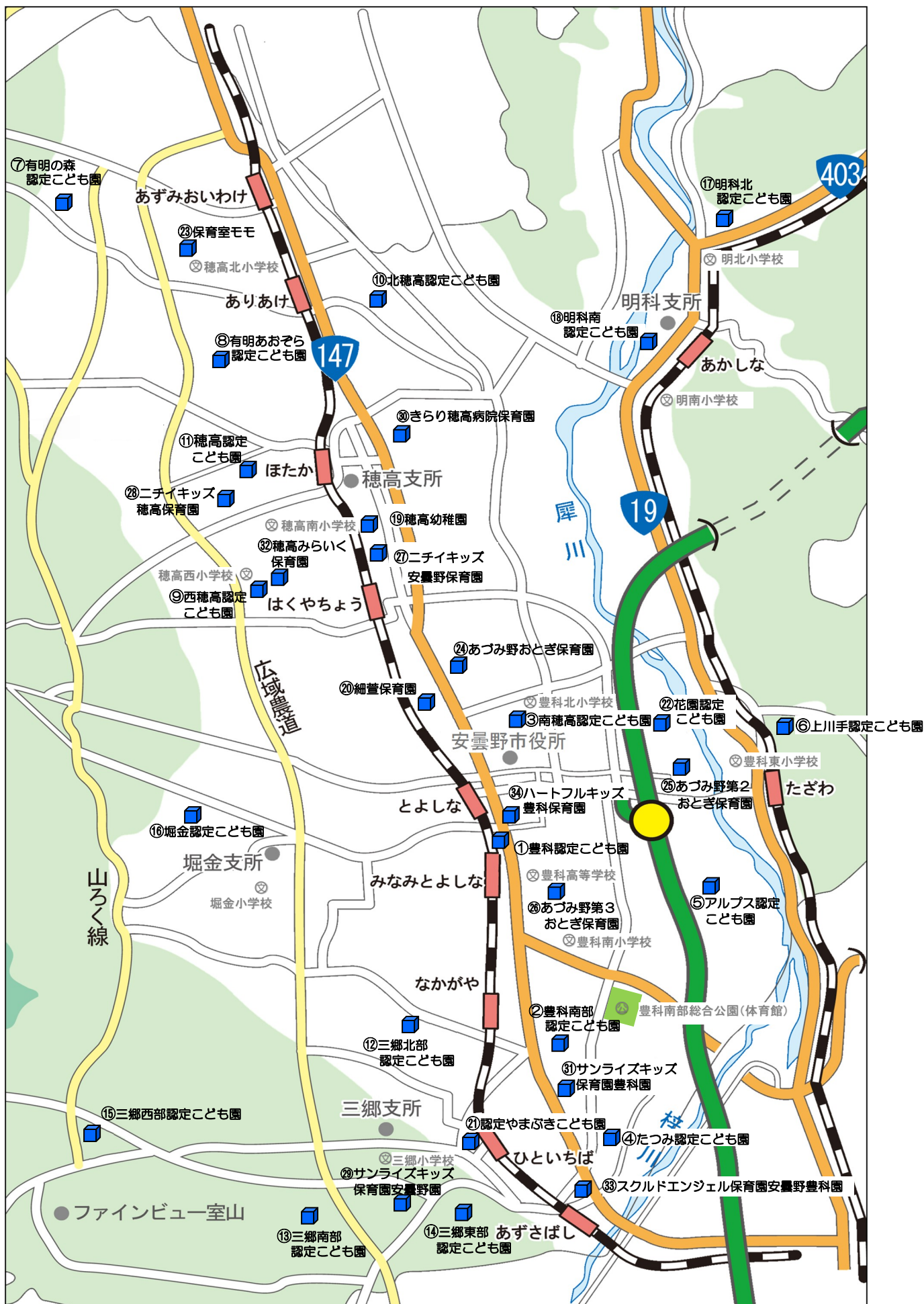
令和6年9月時点

施 設	住 所	連絡先・備考	受入年齢	やまほいく認定
自由保育所 ひかりの子	穂高柏原2847-3	0263-82-1853	3歳児～	○
保育室モモ（※認可外枠）	穂高有明985-2	0263-84-4560	30日経過後～2歳児	
野外保育 森の子	穂高有明7958	090-9665-4801	3歳児～	○
安曇野シュタイナーこども園 おひさま	穂高有明9068-1	090-4244-5108 (※15時～18時の間のみ)	3歳児～ (※2歳児は要相談)	○
託児所 よってき家	堀金烏川679-6	080-5827-4851	8ヶ月経過後～2歳児	
アップレはうす	豊科南穂高2873	0263-88-8782	8ヶ月経過後～未就学児	

MEMO

13 安曇野市保育施設一覧

番号	公私	区分	保育施設名	定員	受入年齢	土曜 保育	一時 預かり	所在地	電話番号
1	公立	認定こども園	豊科認定こども園	150	6ヶ月経過後			豊科4553-15	0263-72-2305
2	公立	認定こども園	豊科南部認定こども園	130	6ヶ月経過後		○	豊科369-1	0263-72-0862
3	公立	認定こども園	穂高認定こども園	160	6ヶ月経過後	○		豊科南穂高2856	0263-72-1431
4	公立	認定こども園	たつみ認定こども園	105	6ヶ月経過後			豊科高家151-1	0263-72-5445
5	公立	認定こども園	アルプス認定こども園	100	6ヶ月経過後		○	豊科高家3259	0263-72-1432
6	公立	認定こども園	上川手認定こども園	80	6ヶ月経過後			豊科田沢4917-1	0263-72-2285
7	公立	認定こども園	有明の森認定こども園	160	6ヶ月経過後		○	穂高有明2105-274	0263-83-2104
8	公立	認定こども園	有明あおぞら認定こども園	160	6ヶ月経過後	○		穂高有明9511	0263-84-5020
9	公立	認定こども園	西穂高認定こども園	250	6ヶ月経過後			穂高柏原5217	0263-82-5651
10	公立	認定こども園	北穂高認定こども園	90	6ヶ月経過後		○	穂高北穂高494-1	0263-82-6153
11	公立	認定こども園	穂高認定こども園	180	6ヶ月経過後			穂高9175	0263-82-6772
12	公立	認定こども園	三郷北部認定こども園	150	6ヶ月経過後	○		三郷明盛3365-1	0263-77-2393
13	公立	認定こども園	三郷南部認定こども園	150	6ヶ月経過後		○	三郷温60-1	0263-77-2900
14	公立	認定こども園	三郷東部認定こども園	170	6ヶ月経過後			三郷明盛1068-1	0263-77-2898
15	公立	認定こども園	三郷西部認定こども園	70	6ヶ月経過後			三郷小倉3484-1	0263-77-2416
16	公立	認定こども園	堀金認定こども園	280	6ヶ月経過後		○	堀金烏川2280	0263-72-2175
17	公立	認定こども園	明科北認定こども園	90	6ヶ月経過後			明科東川手872-1	0263-62-3954
18	公立	認定こども園	明科南認定こども園	130	6ヶ月経過後		○	明科中川手2924-2	0263-62-3955
19	公立	幼稚園	穂高幼稚園	140	3歳児～			穂高6802	0263-82-2053
20	私立	保育所	細萱保育園	50	8ヶ月経過後	○	○	豊科南穂高3757-3	0263-72-2367
21	私立	認定こども園	認定やまぶきこども園	75	6ヶ月経過後	○	○	三郷明盛1491	0263-77-1230
22	私立	認定こども園	花園認定こども園	62	3ヶ月経過後	○	○	豊科田沢6451-2	0263-72-4645
23	私立	家庭的 保育事業	保育室モモ	5	生後30日～2歳児	○		穂高有明985-2	0263-84-4560
24	私立	小規模 保育事業	あづみ野おとぎ保育園	19	6ヶ月経過後～2歳児	○		豊科南穂高3974-4	0263-50-5470
25	私立	小規模 保育事業	あづみ野第2おとぎ保育園	19	6ヶ月経過後～2歳児	○		豊科田沢6210-3	0263-88-0075
26	私立	小規模 保育事業	あづみ野第3おとぎ保育園	19	6ヶ月経過後～2歳児	○		豊科2519-2	0263-87-3696
27	私立	小規模 保育事業	ニチキッズ安曇野保育園	19	3ヶ月経過後～2歳児	○		穂高柏原975-1	0263-81-0601
28	私立	小規模 保育事業	ニチキッズ穂高保育園	19	3ヶ月経過後～2歳児	○		穂高6316-1	0263-81-1031
29	私立	小規模 保育事業	サンライズキッズ保育園安曇野園	19	2ヶ月経過後～2歳児	○		三郷温3318-2	050-5807-2387
30	私立	事業所内 保育事業	きらり穂高病院保育園	19	6ヶ月経過後～2歳児	○	○	穂高4611-2 穂高病院敷地内	0263-88-5362
31	私立	小規模 保育事業	サンライズキッズ保育園豊科園	19	2ヶ月経過後～2歳児	○		豊科332-1	050-5807-2409
32	私立	小規模 保育事業	穂高みらいく保育園	19	6ヶ月経過後～2歳児	○		穂高柏原1261-2	0263-88-2036
33	私立	小規模 保育事業	スクルドエンジェル保育園安曇野豊科園	19	3ヶ月経過後～2歳児	○		豊科高家5142-2	0263-50-8813
34	私立	小規模 保育事業	ハートフルキッズ豊科保育園	19	3ヶ月経過後～2歳児	○		豊科4472-1-2	0263-31-3530





朝が好きになる街

安曇野

